

自治研ちば

JICHIKEN CHIBA

vol.32

2020年6月

国政報告

新型コロナウイルス
感染症に立ち向かう



墨の獅子舞の演舞（県指定無形民俗文化財・酒々井町）

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内

TEL.043-225-0020

自治研ちば

vol.32 2020.6

• 巻頭言	千葉県地方自治研究センター 副理事長 椎名 衛	2
• 国政報告 新型コロナウイルス感染症に立ち向かう	衆議院議員 宮川 伸	3
• 企画記事 行政改革・公務員制度改革の「光」と「影」を問い直す 市民的公共性にもとづく地域社会構築をめざして	島根県立大学名誉教授 井上 定彦	9
• 企画記事 変わりゆく公立図書館の明日を考える 官民協働で地域の文化と知を育む	香取市職員組合 板倉 安成	16
• 県議会報告 千葉県 令和2年度一般会計当初予算について	千葉県議会議員 入江あき子	23
• 公共の担い手 できることをできるカタチで －中間支援組織としての歩みと被災地・被災者支援活動	認定特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ 専務理事・事務局長 鍋嶋 洋子	28
• シリーズ千葉の地域紹介 日本で一番古い町 酒々井	酒々井町企画財政課	32
• 新聞の切り抜き記事から	研究員 井原 慶一	35
• 今期の入手資料	編集部	41
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）		42
• 編集後記	事務局長 佐藤 晴邦	43

人権・尊厳を大切に、 支えあいの社会の実現を



千葉県地方自治研究センター 副理事長 椎名 衛

新型コロナウイルスの感染拡大が生活や経済に大きな影響を与えています。経験したことがない事態に人々はどう行動するべきなのか日々考える毎日です。今まで普通に生活して暮らしていた日々がいつ戻るのか不安な日々を皆が送っているのではないのでしょうか。

中国から始まったコロナ感染が1月下旬に日本で感染が確認されました。その後には水際対策、クラスター感染防止、オーバーシュート、都市封鎖など様々初めて聞く言葉を耳にしました。そのことによりイベントの中止、無観客でのスポーツ実施、海外渡航、東京への移動の自粛、そして2020東京オリンピック延期など生活や経済など世の中が一変し、今までの社会システムに大きな影響を及ぼしています。

労働組合でも1年の始まりは春季生活闘争からと「さあこれから」という時、集会や学習会、新入組合対策など多くの活動が延期・中止となり、今後の運動にもおおきな影響がでています。

たしかにコロナ感染症は見えない敵とのたたかいであり、長期か短期かは今後どうなるかわかりません。その中において感染拡大を食い止め、国・地方自治体では経済や生活の対策が進んでいます。世界に爆発的に広がったコロナ感染が一日も早く終息することを皆が願っていることから、政策決定や意思決定のあり方についてはその対策を実行するにあたり、国・地方自治体がその過程をしっかりと説明し、暮らしを守る情報発信していただき、対応策が検証できるようしっかりと公文書として保存・管理すべきと考えます。

しかし、まずは一人ひとりが今後将来に向けて考え行動する事が大切であり、また今まで長年にわたり普通に行っていた活動や生活をどう進めていくのか工夫をして活動することが重要と思います。

私自身、今まで現場での活動を中心に活動してきたことから、コロナ感染症により自粛制限されている今日大変厳しい状況でもあります。当センターの活動も昨年の台風・大雨災害に関する検証や各種団体との意見交換など現場での活動があり、制限されている中では厳しい状況ではありますが、多くの方に現場の活動を伝えていきたいと思っています。

4月に新年度を迎え、自治体では新しい事業がスタートし少子高齢化社会の課題解決に取り組んでいます。そこに、コロナ感染症対策が加わります。今、自治体における人材確保については、様々な制度や法令の変更に伴う業務の増加や複雑困難事例の増加から、医療分野や専門職など全般的に人材確保の困難が継続しています。これからの公共サービスのあり方も含め当センターの活動分野も広く多くなると思います。

今まで自由に行動できる環境「安心・安全」な社会の有難さを感じているのは私だけではないと思います。一日も早く元の社会に戻り、そうした中で自治研究活動を行い、様々な課題を講演会や冊子などを通して伝えていきたい。

あらゆる人々が、お互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが活き活きとした人生を享受できる社会の実現につなげていきたいと思っています。

国政報告

新型コロナウイルス感染症に立ち向かう

衆議院議員 宮川 伸



■はじめに

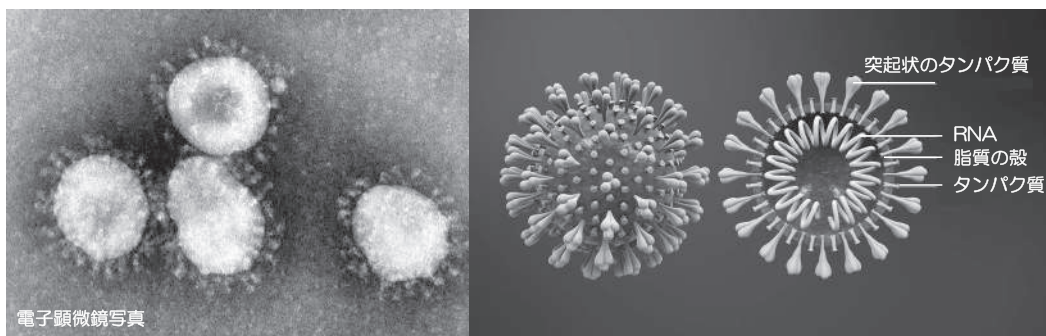
世界が新型コロナウイルス感染症の脅威に曝されています。感染症を巡る全ての犠牲者に深く哀悼の誠を捧げると共に、闘病中の皆様に心からお見舞い申し上げます。また、今この瞬間も、決死のご尽力をいただいている医療関係者をはじめとする皆様に感謝いたします。

かつてペストの流行は半世紀以上続き、ヨーロッパの1/3の人々が亡くなったとも言われています。経済的にも重大な被害があり、社会構造に大きな影響が出ました。しかし、それが後に自由主義の思想を産み、ルネサンスや資本主義につながったとも言われています。20世紀の初めにはスペインかぜが大流行し、数千万人の命が失われました。一方でこのかぜが第一次世界大戦の終結を早め、新しい世界構築につながったとも言われています。人類はこれまでに幾度となく感染症との闘いを経験し、そのたびに社会は進化してきたのです。今直面している新型コロナウイルス感染症に対しても、人々が力を合わせて感染終息に取り組めば、その経験が新しい社会の構築に向けた原動力となるでしょう。

この原稿を執筆している時はまだ感染拡大中であり、多くの問題に直面しています。それら全てを詳述することはできませんが、特に取り組んできたPCR検査と特別措置法の改正に関して概説します。今後の対策の一助になれば幸いです。

■COVID-19

ウイルスは細菌とは異なり生物ではないと言われている。自分だけでは増えることができず、ヒトに感染して増殖する。コロナウイルスは粒子状の殻の中に長い一本鎖RNAが入った構造をしている。RNAとはDNAの仲間で遺伝子である。殻の表面には突起状のタンパク質が飛び出ている。この突起物がヒトの細胞に結合して、中に入り込み、ヒトのタンパク質合成系を用いて増殖する。ある一定以上のウイルス量になると発熱などの症状が現れる。(図1、図2)



「ウィキペディア (Wikipedia): フリー百科事典」

図1 コロナウイルスの様子

コロナウイルスは一本鎖RNAが球状の殻の中に入った構造をしている。RNAはDNAの仲間で遺伝子。殻には突起状のタンパク質が出ていて、ここがヒトの細胞に結合する。PCR検査はRNAを見ている。抗体・抗原検査はタンパク質を主に見ている。

風邪の原因の80%はウイルスである。そのうち3～5割がライノウイルス、1～2割がコロナウイルスと言われている。この風邪コロナウイルスとは別に、重症化するタイプのSARSとMERSが知られていた。

SARSは2002年11月頃から1年程度、中国を中心に29カ国に広がったコロナウイルスで、8,096人が感染し、774人が死亡したと報告されている。致死率は9.6%である。MERSは2012年9月頃からサウジアラビアを中心に中東地域で感染が広まり、2,468人が感染し、851人が死亡したと報告されている。致死率は34%と高く、今も感染が終息していないとのことである。

今回のコロナウイルスは新たに見つかったタイプでCOVID-19と命名された。表に示す通り、SARSやMERSと比べて、感染規模が桁違いである。この他、2009年に流行したH1N1新型インフルエンザと2015年に大流行したエボラ出血熱についての情報も表に記載した。(表1)

COVID-19と季節性インフルエンザの影響を比較することも意味があるかもしれない。インフルエンザに対してはワクチンや効果の高い治療薬が存在しているが、近年の日本の感染者数は1,000万人を超え、死亡者数は2,000人と非常に多い。今、

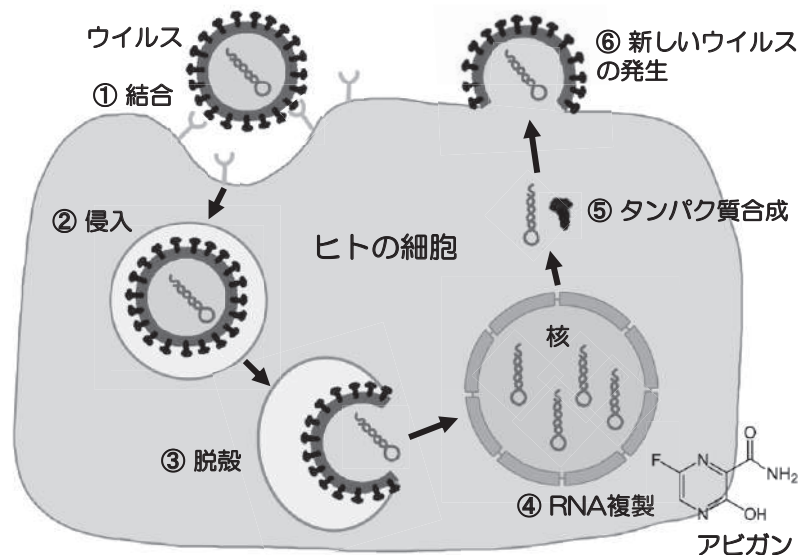


図2 ウイルスがヒトの細胞に感染する様子

コロナウイルスはヒトの細胞に感染し(①～③)、ウイルスRNAが大量に複製され(④)、新しいウイルスが次々と作られる(⑥)。治療薬として有望視されている、富士フィルム富山化学が開発したアビガンは④を抑制する薬。米国のギリアドサイエンスが開発中のレムデシビルも同様。

米国はCOVID-19により6万人以上の命が奪われているが、数カ月前にはインフルエンザが猛威を振るって1万人以上がお亡くなりになっている。日本もこのまま秋になり、COVID-19にインフルエンザが重なることのないように、しっかりと対応していく必要がある。(図3)

■PCR検査

「熱が4日以上出ているのにPCR検査を受けることができない」「福祉施設で働いていて、体調

	感染者数	死亡者数	致死率	発症期間	感染国
COVID-19 (コロナウイルス)	3,300,000 JPN: 14,516	235,000 JPN: 466	7.1% JPN: 3.2%	2019/11 ～現在	195カ国・地域
SARS (コロナウイルス)	8,096	774	9.6%	2002/11 ～2003/7	中国など29カ国 日本はゼロ
MERS (コロナウイルス)	2,468	851	34%	2012/9 ～現在	サウジなど27カ国 日本はゼロ
新型インフルエンザ (A型H1N1亜型)	?	18,000 JPN: 203	?	2009/4 ～2010/8	214カ国以上
エボラ出血熱	28,610	11,308	40%	2014/8 ～2016/3	西アフリカ

表1 ウイルス感染の状況

COVID19 は 5 月 2 日現在の数値

に不安があるが、PCR検査を受けることができない」このような声がたくさん届いている。濃厚接触者も症状が出ていなければ検査は受けられない。

ウイルスを封じ込めるために、PCR検査をできる限り行い、現状を正確に把握することは重要である。我々は3月3日にPCR検査強化法案を国会に提出したが、2カ月経った今も審議されないままだ。それどころか、世界と比べて検査件数は未だに少ない。例えば、ドイツは1日5万件、累計200万件実施したらしい。韓国は累計60万件。一方で日本は現在1日多くて9,000件、少ない日

は5,000件程度、累計22万件（4月22日）である。日本の人口当たりの検査数はOECD諸国の中でワースト2位である。（図4）

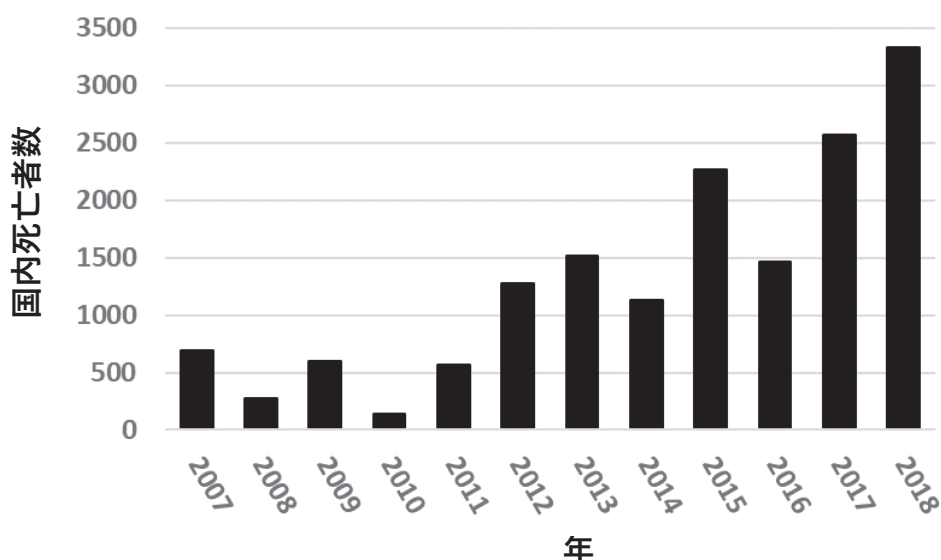


図3 インフルエンザによる国内死亡者数
「人口動態調査人口動態統計」より

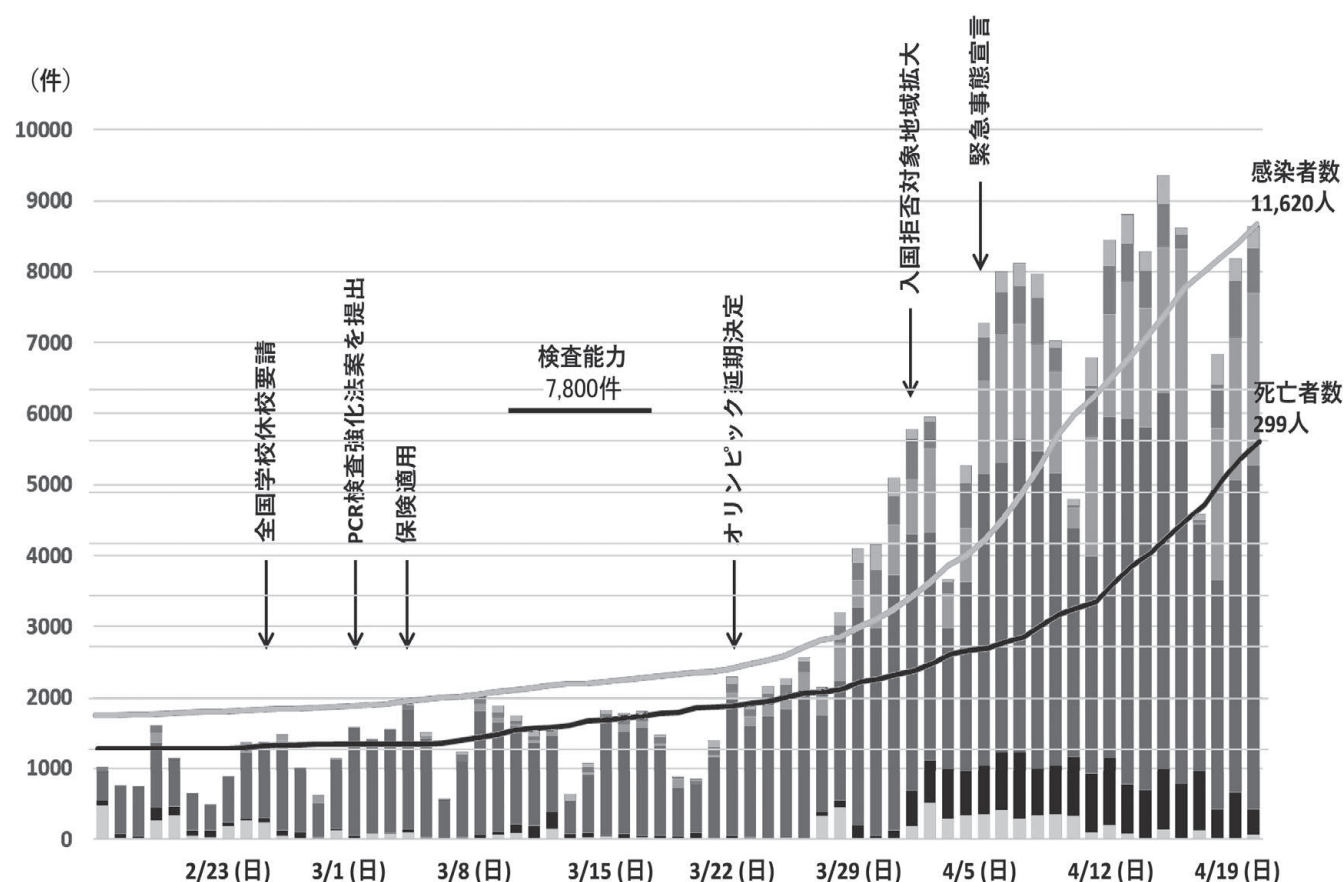


図4 PCR検査の実施件数

棒グラフ：PCR件数、折れ線グラフ(黒)：死亡者数、折れ線グラフ(灰)：感染者数、縦軸(左)：PCR件数
厚生労働省の資料より

	センター ¹⁾ 相談件数 (A)	外来 ²⁾ 受診患者数	PCR検査 実施件数 (B)	B/A
2月1日 ～3月22日	237,331 ³⁾	10,928	8,117	3.4%
4月1日 ～4月20日	322,252 ⁴⁾	32,201	28,032	8.7%

表2 帰国者・接触者相談センターの相談件数

厚生労働省の資料より

1) 帰国者・接触者相談センター、2) 帰国者・接触者相談外来、3) 全相談件数、4) 症状等の相談件数

今振り返ると重要な時期だったことがわかる3月中旬では、検査能力が7,800件あるのに、実際の検査は少ない日でその1/10以下であった。4月29日の報道によると、中国・武漢から持ち込まれた第一波の感染拡大はほぼ終息し、今は欧州で流行しているウイルス株を起源とする第二波が広がっているということで、空港の水際対策が十分であったか検証が必要である。図の黒色のバーが検疫所でのPCR検査数を示すが、入国制限が強化された4月3日以前の件数が少ないことがわかる。

なぜPCR検査数が増えないのか、国会で何度も取り上げられているが、政府の明快な説明はない。PCR検査を受けたい場合、2月頃は帰国者・接触者相談センターに問い合わせることになっていた。しかし、37.5度以上の発熱が4日以上続き、濃厚接触者であることなどの要件があったため、簡単に相談が受けられなかった。37.5度以上の熱が出たが、解熱剤を飲んだら下がったという人はたくさんいたと思われる。4月1日から20日までの帰国者・接触者相談センターへの相談件数は約30万件、このうち外来受診できた件数は約3万件、PCR検査できた件数は2万8千件であっ

た。相談した人のうち、実際にPCR検査できた人はたったの8.7%である。(表2)

2月の議論では保険適用になっていないことが原因と言われたが、3月6日に保険適用になった後も検査数は増えていない。保険適用後は医療機関から直接PCR検査ができると思われたが、実際には医療機関が帰国者・接触者外来につないでいたことがわかっている。なぜ医療機関から直接PCR検査できないのか？防護服など物資の問題なのか？日本もやっとドライブスルー検査が始まったところだ。今後、レムデシビルやアビガンなどの治療薬が利用可能となる。治療薬があっても検査ができないのでは意味がない。一刻も早く検査件数を増やす必要がある。(図5)

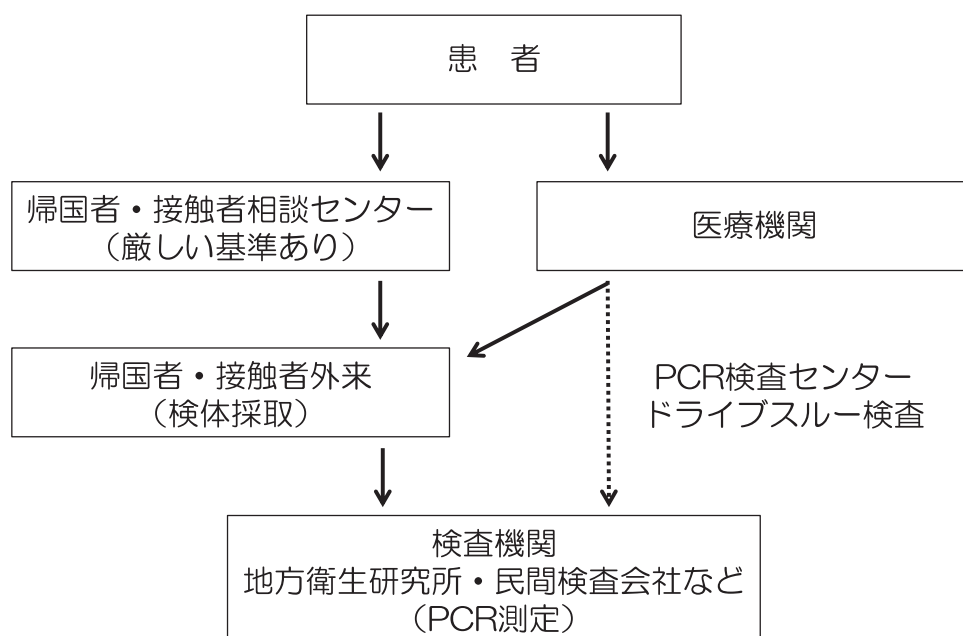


図5 PCR 検査を受ける仕組み



衆議院経済産業委員会でPCR検査について
質問する筆者（2020年5月13日）

■緊急事態宣言

3月13日に新型インフルエンザ等特措法の改正案が国会で可決・成立した。採決の時、中腰で起立しなければならなかった。

数日前から「せめて国会承認が必要です！」という多くのご意見を頂いていた。これらの声にこたえるために全力を尽くしたが、与党の反対で実現できなかった。

今回の法律改正は、2009年に流行したH1N1インフルエンザの対応の反省で作られた新型インフルエンザ等特措法に、COVID-19を含めるというものだった。この法律には「緊急事態宣言」を出す前の対応、宣言を出す時、宣言を出した後の対応が書かれている。緊急事態宣言が出された場合、特定都道府県知事は第45条に基づき、住民に対し外出禁止の要請や、多数の者が利用する施設の使用制限の要請・指示ができる。また、第49条に基づいて、民間の土地や家屋を臨時医療施設として使用することができる。緊急事態宣言は内閣総理大臣が発令し、国会に報告することになっている。（表3）

この特措法が作られた時代は、「官僚主導から政治主導への転換」が政治テーマの一つであり、官邸機能を強める傾向があった。その後、安倍政権が誕生し、安保法制の成立や森友・加計問題などの経験を経て、より国会承認の重要性が認識されるようになった。

我々は、2009年のH1N1インフルエンザ流行の経験を生かして、この特措法を早く適用し、法律に基づいて対策が打てる体制にすべきだと主張していた。しかし安倍政権は、COVID-19はこの特措法に当てはまらなと説明し、前向きに動かなかった。そうした中、感染が広がり、東京オリンピックの開催が危ぶまれ始めたころに、政府は全国学校休校を突如として要請した。この要請は何の法律にも基づいていないはずだ。

その後も感染拡大が止められず、異例な順序で特措法改正が進んだ。安倍総理から野党党首との会談の申入れがあり、早期の法律改正に協力して欲しいとの言及があった。我々は「国会承認」を含めなければ賛成できないと強く主張したが、数の力で押し切られた。採決の賛否をどうするか、大変悩んだが、最終的に19項目の附帯決議を付けることで賛成することとなった。

賛成した理由は大きく3つある。①感染者が拡大していく中で、WHOがパンデミックを宣言した。商店街やフリーランスの方々から悲鳴が上がり、一刻も早く感染を終息させる必要があった。②場当たり的な対応ではなく、きちんと法律に基づいた枠組みを作る必要があった。③今の圧倒的な自民党多数の状況では、反対しても改正は行われる。19項目の付帯決議を付けて、少しでも国民の懸念が解消されるようにすべきであると考えた。

	要 請	指 示	命 令	罰 則
住 民	●			
施 設	●	●		

表3 緊急事態宣言によりできること

その後も感染拡大が抑えられず、4月7日に特措法に基づいて緊急事態宣言が発令された。オーバーシュートや医療崩壊が懸念され、「他人との接触を8割削減する」目標が打ち出された。多くのお店が休業となり、フリーランスを含め収入が激減している。その様な中で「休業要請と補償はセット」にすべきだという議論が起こっている。また世界では、外出禁止違反に対して罰金を科すなどし、都市封鎖するところも出た。日本でもパチンコ店の問題などがクローズアップされ、要請に応じない場合の規制を強めるべきとの意見が聞こえる。特措法の改正を更に行う必要があるかどうか、歴史の教訓を忘れずに、国民の声をしっかりと聞きながら取り組んでいきたい。

■公務員の危機

感染者の管理やPCR検査は保健所が中心になっている。鳴りやまぬ相談電話、次々と来る検査要請、追跡調査による心身の消耗。職員が最前線で必死に頑張っているが、先が見えない中で限界に近付いている。

これは保健所に限ったことではない。雇用調整助成金の窓口である労働局、中小企業への融資を担当する政府系銀行、厚生労働省の職員も不眠不休で取り組んでいる。

非常時の対応にあたる中心は公務員である。しかし、行政改革が進み過ぎ、平時でギリギリの体制になっているので、非常時には人が足りなくなる。昨年の台風被害の時も同様であり、今後、災害対策のために公務員を増やすべきとの議論がされていた。保健所に関しても例外ではなく、その設置数は30年で半減した。(図6)

地球温暖化に伴い、今後ますます自然災害が増えることが予想される。気温が上昇することで、新型コロナウイルスが発生する可能性は増すであろう。

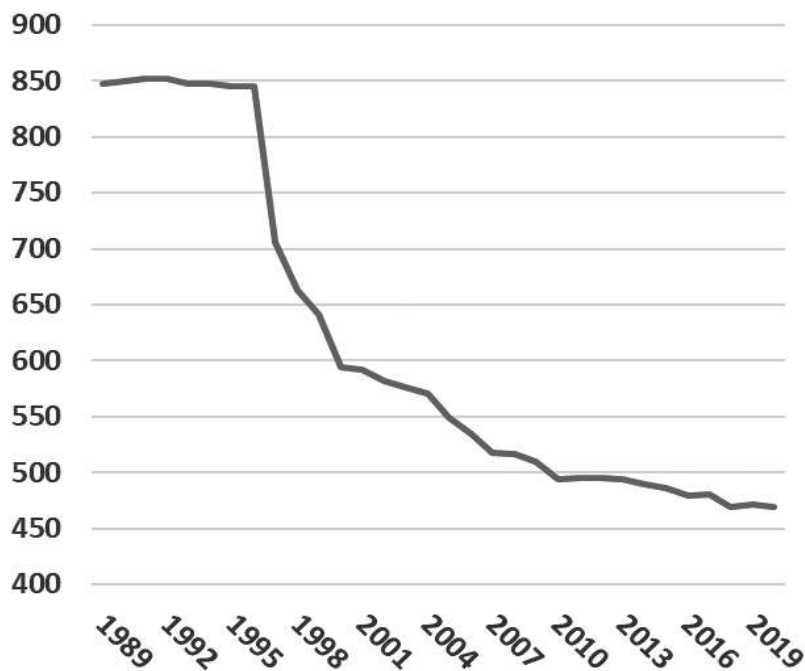


図6 保健所の数
全国保健所長会HPより

国民の命と暮らしを守り抜くためにも、公務員の体制を早急に改善する必要がある。

■おわりに

緊急事態宣言が出されている中で補正予算の審議などがあり、執筆に十分な時間をかけることができませんでした。多少不正確な記述が含まれている可能性があることをご容赦いただきたい。後日誤りが見つかった場合は訂正します。

最後に再度、現場の最前線で歯を食いしばって取り組んでいる全ての皆様に感謝申し上げます。

みやかわ しん 宮川 伸 プロフィール

1970年生まれ。2児の父。船橋市立習志野台中学校（サッカー部）、県立千葉東高校（ラグビー部）、東京工業大学（ヨット部）。元研究者（生命の起原、RNA創薬）。現在、立憲民主党千葉県第13区総支部長、衆議院議員（1期）、経済産業委員。

行政改革・公務員制度改革の「光」と「影」を問い直す 市民的公共性にもとづく地域社会構築をめざして

島根県立大学名誉教授 **井上 定彦**

この数年の行政と政治、あるいは公務員のあり方について、普通の市民の目にはどのように映じているのだろうか。いったん、このように問うてみよう。

すると、かつて行政改革や政治改革に人々が期待したのとはあまりに違う光景が浮かんでくるのではない。まずは、国の上層部での異様な姿、森友学園問題で真摯に仕事にむきあっていたとしかみえない近畿財務局職員を自死に追い込みながら、誰もまともな責任をとらない。存在しないとは考えられない公文書は改竄され、やはりそれも暴露、しかし「知らない・存在しない」と言い張られている。財務省の上司も、そして「忖度」（そんたく）させていた財務大臣も首相も。「官邸官僚」がおそらくは政治家トップに忖度して強行させた森友学園への国有地払下げ問題に加え、安倍さんの私的友人の加計学園問題もしかり。さらには、黒川検事長の問題。これは強大な権限をもつ検事総長のポストに関わるものだとなっているが、場合によってはその検察の取調べ対象となりうる政治家トップ自身が、恣意的に定年の任期を変える政治操作までを行う。公正で透明であるべき官僚の人事について、国民が不信をもつのは当然だろう。

そもそも、検察官を含むすべての公務員は、その職務については法の下において、国民に対して「中立」「誠実」、そしてそこに関わる文書を正確に記録し、ルールにそって、透明性を維持、あるいは公開することであることは、「近代官僚制」

の常識だ。このような基本的な原則が、あまりにも粗野に踏みこじられていることに市民が呆れはてているのではないか。

ひるがえってみると、平成時代の30余年にわたり、政治改革や行政改革がいわれ続けてきた。また、実際にさまざまな改革も行われた。そして、そのときの基本前提は、「政治主導」の改革ということだった。ところが、平成時代の政治は、さまざまな政党の合従連衡、連立政権が続き、その多くは短命内閣でもあった。そして、2012年末、（第二次）安倍政権が成立し、この政権では例外的な長期政権として続いてきた。2014年には国家公務員法改正、自治体についての改正法も成立した。

ところが、こここのところの数年については、いつの間にか政治改革も行政改革・公務員制度改革も、殆ど話題にのぼらなくなった。中央官僚や自治体の公務員は、長い間の「改革」ブームにさらされ続け、またジャーナリズム、世論に、あたかも「改革疲れ」に陥っているようにもみえる。その間に進行していたのは、安保関連法制（個別自衛権に立っているはずの現行憲法を、公然と集団自衛権に事実上拡張したもの）が強行された（2014年）。またそのため、内閣法制局長官というのは戦後長らく立憲主義にたち比較的中立的な立場から、見解を述べていたものだったが、その後その内閣の意向に沿うものが任命されるようになった。そしてその少し後には、イラク派遣の自衛隊が堅実に記録していた「日報」が、いったんは秘匿されようとしたうえで、ついには露顕するとい

うこともあった。

いまや影が薄くなった「アベノミクス」についても、中央銀行の正統的な運営を行っていた総裁（白川総裁）が解任され、黒田総裁に置き換えられて実行されたものだ。

さらには、国家公務員制度改革が一段落した2014年以降は、高級官僚の人事権は首相とその周辺、「官邸官僚」、そしていまやその直轄下の「内閣人事局」に集権的に集約される仕組みとなった。かつては各省内部での長期にわたる評価のもとでの人事、本省トップの次官をはじめ、審議官以上の幹部公務員が決まってきたものだが（それはそれで問題なしとはしないが）、今度は、人事の基幹部分を、政治家・内閣によって「政治的に」きめられることが定着してしまっている。だから、それ以下の殆どの官僚・公務員も、職務への忠実さよりは、権力へ追従・服従が常態化してしまったかのように見える。今回の、「モリ・カケ」事件にあらわれたような、公務員の「上」から「下」までにいたる「忖度」という弊害につながっているのではないか。

このようなことは、素直に考えれば、行政改革・政治改革の議論が始まる以前の次元の問題である。つまり公務員が「公務」員ではなく、いつの間にか「近代」以前の特定政治家への「私僕」化（「家産官僚」）、後退となっているのではないか。国民がずっと求めてきたものは、「政治主導」の意味を含めてこんなものではなかったはずなのではないか。懸念されるのは、このような国の行政について起こっていることは、各級自治体レベルでは決してあってはならないわけであるが、果たしてどうなのであろうか。点検の要はあろう。

そこで、次に、これまでの政治改革・行政改革とは何であったのか、なぜこうなったのか、ざっとみてみよう。

■第二臨調から行革改革会議へ

行政改革・政治改革が、大きくとりあげられるようになって、もはや30年どころか殆ど40年近くにもなる。1979年、大平首相が重大課題であった一般間接税（現在の消費税に類似）導入に失敗。そこが契機となって、（第二次）臨時行政調査会が中曽根内閣のもとですすめられることになった。そこでは、切迫してきた財政難そして今後予想される財政ニーズの拡大を前にしつつ、「財政再建」がまずもって大きな政治課題・争点とされることになった。

第二臨調（1981～82年）そしてそれを引き継いだ行政改革審議会（1983年から何次かにわたり名前を少し変えながら続いている）の中で、1) 行政改革の理念、行政の果たすべき役割と重要行政施策のあり方、2) 行政組織及び基本的行政制度のあり方、3) 国と地方の機能分担及び保護助成・規制監督行政の在り方、4) 三公社・五現業、特殊法人等の在り方、がそれぞれの部会で検討され、次々と答申された。大風呂敷のようにも見える当時の政府の動き、あるいは政治争点について、いまや今日時点からみると、基本的に問い直すべき時にきているのではないか。すなわち、その問題の立て方（「財政問題」が焦点）からして、狭過ぎて問い直さるべきだったということになるのではないか⁽¹⁾。

すなわち、そこでは「1.57人ショック」（1989年にあらためて注目された）、すなわち出生率（合計特殊出生率）が人口置換水準を大きく下回る傾向がつよまり、また都市化したライフスタイル、核家族化のもとでの教育、文化、福祉についての社会公共ニーズが地域を中心に浮上しつつあったときである。また、大都市での人口増大、地方での人口減少への懸念が指摘されていた時期でもあった。他方、アメリカを軸としたブレトン・ウッズ

(1) 「国民的行財政改革を考える」『経済評論1982年臨時増刊号』は、大河内一男・中村哲・隅谷三喜男を世話人、篠原一事務局長とする「日本の新しい政治と行財政を考える会」で、その当時の政治・社会課題を正当に取り上げている。（神原 勝、井上定彦事務局長）。

体制がくずれ変動相場制に移行して、相当の年数も経過、アジアでもアメリカに一方的に傾斜し依存し続けてきた日本の対外戦略が、問い直されるべき時期でもあったわけだ。この点をここではおくとして、まずは日本社会の構造変化に対する社会戦略が議論され、そこに関わって国・地方自治体の関係がもっと正面から議論されるべきこととなっていた。しかし、現実の展開はそのような議論にはならなかった。すなわち、日本社会に関する当時の保守政権の思い込み、財政再建上必要でもあり「小さい政府」「小さい自治体」は可能である、という「決めつけ」である。日本についてだけは、欧米の「福祉病」とは違う例外的な国である、高齢化が進み都市型ライフスタイルの定着したとき必然的に福祉社会レジーム構築に移行してきていた諸国とは違うあり方が可能なのだということを、前提としていた。その「思い込み」がいつの間にか「通念」となってしまう（中曽根の「日本型福祉論」の誤謬、加えて国民の不公平税制への不満からの負担拒絶という問題もある）。

ところが、当時の中曽根政権は、「財政再建」のためには、「肥大化しつつある大きな政府」を削減し「小さな政府」をめざすこと、「官」から「民」へ公共機能を移管すること、すなわち、「政府から市場」へ、「民間活力型社会」・民活推進を、その基本戦略とした。今日からみればここが問題だったということもできよう。というのも、この時期には、日本社会が高度経済成長をへて、もとの農村社会から大きく変貌してしまったときだった。だから、国や自治体は、本来は、この社会的近代化とともに登場してきた新たな課題を直視し、都市での生活環境整備、高齢化や核家族化にともなう教育や福祉の社会化という必然的な要請として、官民を組み合わせ再構築し、市民力を生かしたさまざまな公共機能の拡大が求められていたことになる⁽²⁾。また、それらは地域や生活現場

に近いところにニーズがあるだけに、全国規模で見れば多様性があり、それぞれの地域での主体的で独自の取り組みももともとめられていた。それまでの明治以来の中央集権国家一辺倒のあり方、中央依存ではなく、地方へ必要な権限が「分権」されること、すなわち、国・自治体・地域市民社会が現代的に「分節化」されることが必要であった。

あるいは、すでに経済大国化していた日本は、近隣諸国との関係回復・改善をはじめ、世界での新たな役割も求められ、アジアでの孤立しがちな政策を転換して、せめて欧州のドイツやフランスのように、対米追随以上の自前の対外関係を再構築することも求められていた（大平首相の「田園都市構想」、「総合安全保障」はそのささやかな取り組みのはじまりであったのだが、中曽根内閣はそれを逆の方向に振り曲げた）。このような社会と内外の変化に対応する政治の動きは、すでに1970年代になるとますます広がっていった「革新自治体」とその運動、「環境」や地域福祉・文化活動を率先してとりあげていた。「市民自治」「市民政治」が理念としても打ち出されつつあった（長洲神奈川県知事をはじめ「地方の時代」ともいわれた）。これらの中には、その後、次第に保守陣営（あるいは保守・中道陣営）に徐々に取り入れられるようになったという経過もある。また、国境を越えたレベルでも、市民交流、市民「外交」、国連ではNGO（非政府組織）が政府部門とならんで確固たる位置を占めはじめていた時期でもあったわけだ。

■「政・官・業」打破のみが中心課題でよかったのか

ところが、1980年代～90年代での政策議論の中心は、ここからはいつの間にかはずれて、本来よって立つべき議論とは違って、社会的公正や効率ではなく、狭い財政効率・経済効率の問題に縮

(2) 高齢社会対策を時代の大課題とすべきことは総評『高齢化対策・10年行動計画の提唱』が示したものであった（1989年3月評議員会）。これは「ゴールド・プラン」に先行した提起であった。

減されてゆく方向にすり変わっていった。すなわち、政策潮流・政策思想として、市場競争が最適均衡の効率的な社会をもたらすという、いわば狭い「市場主義」に立つことが、なによりの解決策であるかのような主張がヘゲモニーを握ることになった。

これには理由がなかったわけではない。1970年代後半から1990年代にいたる現実の政治は、都市・地方の公共投資ニーズを大手建設会社がリードする「利権政治」がそれを誘導していくことが当然のようになっていた。「政治」「官僚」「業界・財界」、「地元利権代表」などの、いわゆる「政・官・業あるいは地」という腐敗につながりやすい癒着の政治があり、それが次第に「諸悪の根源」であるようにみられることとなっていた。これを打破することこそが、当時の野党、そして自民党内部での亀裂までをもたらすような、「改革」の基本課題である、とみられるようになっていたからである。すなわち、公正な競争と「市場的正義」が、マスコミにとっても、世論にとっても第一の課題であるようにみえたわけだ（「市場主義」「新自由主義」の主張とも重なる）。つまり、それは、不幸なことに、「市場的正義」が、本来私たちが求める「社会的正義」に重なってみえていた時期だった、といもいえよう。

加えて、1988～1990年代にかけての「バブルの拡張」とバブル破裂は長い大きな後遺症をひきずることになった。1990年代過ぎには、日本経済は停滞期にはいり、それまでは国の舵とり、シンクタンク機能をもつものとみられていた官僚の権威は大きく失墜した。そして、ロッキード事件(1975年)、リクルート事件(1988年)、佐川事件(1992年)等が利権政治への強い弾劾をまねいたように、前後して今度は幹部公務員の腐敗行為の相次ぐ暴露(税関・大蔵省過剰接待、厚生省特養ホームへの便宜供与、警察庁賭けマージャン事件、技官・医官と業界癒着の暴露・薬害エイズ事件、外務省機密費流用等々)があった。国や自治体の幹部公務員への信頼・権威は失われ、不信も増幅。その

官僚の力を制限・削減することが政治の重大課題となる様相を呈した。

すでに、1994年には細川野党連立政権の発足に端を発して、政治資金規制法、選挙制度改革法(中選挙区から小選挙区中心へ)、政党助成法などの、その後の政治を変える大きな政治制度改革が実現していた。これは政権交代可能な二大政党化が暗黙のうちに想定されたものだった(たしかに2009年には民主党政権が成立したが、それを除くと大半の時期は与野党の間での合従連衡、あるいは連立政権の時代となった)。

そして選ばれた政権には、「政治主導」という名の政治家主導で官僚群を統制することが第一の課題であるように求められる時代となった。橋本首相は(自・社連立政権後に)、「橋本六大改革」(行政、財政構造、経済構造、社会保障構造改革、金融システム改革、教育改革)を、自ら主催する行政改革会議(官僚群の参画を排除しつつ)で決めて、実際にこのかなりの部分は中央省庁改革をはじめ小渕・森内閣を経つつ順次実行に移された。

■分権改革、公務員制度改革の「明」と「暗」 地方自治強化のあり方、社会的な要請から乖離

2001年に登場した小泉内閣は、この機構改革を担保するための公務員制度改革を官邸・首相主導の名のもとにすすめはじめることになった。「総合調整機能」という名義での官邸主導での基本政策決定、人事院機能を縮小(公務員給与も削減)、また幹部公務員の人事にも介入しつつ、郵政分割民営化をすすめる(中央集権化)。そのために「自民党をぶっ壊す」とまでのべて国民的人気を集め、長期政権となった。

民主党政権成立前後には、多くの問題を残しながらの与野党合意で国家公務員制度改革基本法の成立(2008年)。また、民主党政権での「公共サービス基本法」(2009年、全会一致採択)は、理念法ではあるが、「公共サービスが国民生活の基盤となるものであること」をかんがみ……公共サービ

スに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会実現に寄与することを目的とする」と明示。さきに小泉政権時代の「公共サービス改革法」が、それまでの公共サービスを縮小、「市場化」して、多くの公共部門を切離し、非正規・低賃金労働を拡張しようとしたのとは異なった基本姿勢を示したものと理解できよう。

また、分権改革、中央と地方関係の改革についていえば、これも「明」と「暗」の交錯がある。1993年6月、政権交代が生じる少し前に、めずらしく与野党が一致して国会両院での決議をしたものがあった。「地方分権推進に関する決議」である。それは1995年の地方分権推進法(1995年5月)となり、最初は国の機関委任事務の移譲ということであったが、2001年施行された分権推進一括法そして小泉政権の「三位一体改革」(補助金・委任事務移譲・税源移譲)を含め中央と地方のあり方について、長い歴史をもつ公務員制度、公共機関の考え方についての大きなインパクトをあたえた。そしてこのとき、殆ど同時に施行された中央省庁改革法、そして何より10年近くをかけて実現をもとめられていた介護保険法、社会福祉基本法を含む抜本改正(「福祉8法」)が並行して実施に移された。

この影響はやはり、非常に大きかったのではない。自治体が自主的に動く余地が広がったと理解されたわけだ。それまでは、都道府県・市町村の地方公務員には国の指示に従うということが基本と考えられてきた。ところが、一連の法改正で(予算枠は乏しくとも)その法の解釈や運用については、自ら思考し、地域にいかにかき余りが広がった。自立的思考を高めねばならず、その意味では、それまで大都市の「革新自治体」以外ではあまり常識的ではなかった地方「自治」の手法・考え方は、ようやくにして、本格化したともいえる。地方公務員同志の知的交流も広がった(例自治体学会)。けれども、その後、「地方自治」が

順調に発展したかということ、そうとはいいいくいな面がある。現実には、地方経済の衰退とますます苦しくなる地方財政のなかで(夕張市の破綻等)、「平成の大合併」につとめざるをえず、人口流失にさらされる多くの地方県はなおさらであった。

■国際的にも問われた日本の公務員及び 関連労働者の条件決定制度 「格差社会」へ変容の中で

地域社会での社会公共ニーズの高まりに応えるには、この前提としての厳しい財政制約のなかでは、もともと無理があったのではないか。しかも、国・地方にわたる公務員制度改革が、民間競争市場の論理を取り入れるよう求められており(小泉内閣・公共サービス改革法)、公務・公共サービスの「外部化」、人件費をはじめとする削減、質の劣化を余儀なくされた。国のハローワーク業務、あるいは公立系病院・医療サービス、消費者保護や図書館サービス、殊に地域福祉事業の指定管理者方式や保育関連で、劣悪な雇用・労働条件によるコスト削減がなしくずしにすすめられた。結果的にみれば、無権利・低賃金層の比重増加があまりにも顕著となった。非正規雇用の野放図な拡大が地方公務関連では保育・司書業務・福祉関連・各種相談員をはじめとする部門では、4～6割にも及ぶとみられる⁽³⁾。これは、すでに民間で広がっていたパートタイマーや派遣労働の後追いの側面があり(すでに「官製ワーキング・プア」という新たな低賃金層の問題が浮上)、日本の「格差社会」を深め、固定化することになっている。

(注) 非正規公務員について、政府はこの4月から「会計年度任用職員」という名の下で、自治体が期末手当をだすことは可能ではあるが、「同一労働・同一賃金原則」に反する低賃金で、かつ労働基本権はないという弥縫策を施行している。

日本はその間に、かつていわれた「一億総中流社会」から、「格差社会」へと大きく構造変容しつつあったときなのである。この社会構造の変容

(3) 上林陽治「非正規公務員というあり方」『自治研ちば』2013年6月、「教員給与は適正に優遇されているのか」『自治総研』2020年3月号

自体が、新たな大きな地域社会問題をひきおこしつつあった。

もともとは公務員の労働条件の決定について、協約締結という労働基本権が日本ではないそのことが問題である。その日本の特殊性を補う代償措置として、人事院勧告、人事委員会の給与報告がおかれている。けれども、そのこと自体が先進社会の基本ルールからはずれているという市民的常識はいまだ定着していない。それでも、第三者的性格をもつとされる人事院による労働条件水準の決定は、「民間準拠」を基本にしているだけに、いわば「客観性」をもって辛うじて成立しているということになっているわけだ。ところが、その人事院による給与引上げ勧告ですらも、しばしば凍結され、無視されるという二重の不正がこの時期から繰り返されるようになってきた。そのことがまた、改善しにくくなっていた民間の春季賃金決定の足を引っ張ることになる。

これについては、さすがに、民主党政権になったとき（2009～2012年）、公務・公共部門への労働基本権付与、自律的労使関係の形成をめざす法案が（ILOの勧告にそったもの）示された⁽⁴⁾が（2011年半ば）、残念なことに、これが政権交代によって廃案になってしまったという経緯がある。安倍政権による2014年の国家公務員制度改正法は、この重要な点を棚上げにしたままで、むしろ中央集権的手法としての内閣機能の強化、また内閣人事局への権限集中、分権改革の考え方とは反対の側面・集権主義をもつものとみざるをえない。

■本来の社会公共サービス改革とは？

こうして、行政改革・分権改革・公務員制度改革について、大きな流れをふりかえってみると、いくつかの点で、改革の方向性や基本視点での選択を誤った、あるいは見失っていた可能性があるように思う。すなわち、本来私たちが求めてきた、

日本社会のあり方、国民の生活の安定に不可欠なこと、すなわち、1) 少子高齢化の進展を放置できるのか、2) 社会構造の二重化（「格差社会」）にどう立ち向かうのか、3) 単身世帯比率の上昇を含む家族・地域社会構造の変化、すなわち家族・地域社会の共済機能の低下（「社会的孤立」しがちな社会）を、どのような福祉レジームの構築で支えられるのか、という難問である（人類史上の新課題でもある。韓国・中国で直に続いて起こること）。これにどのように対応するのか。はたしてこれを直視した「改革」であったのか。

それでも、このような30年の経過というのは、公共システムの現代的あり方への日本的な模索過程であった、とみることも可能なのかもしれない。本当ならば、信頼性ある社会、多様性に寛容な市民社会、生涯にわたり安心して暮らせる社会をめざして、「社会自治」「市民自治」の民主的ルール・プロセスのもとに築きあげてゆく。そのことを目指して、それまで公共社会サービスのあり方（不足を拡充しつつ、必要な効率化も行う）を問い直し、民間市場との相互の関係性について社会的視点を入れてよりよいものに向き上げ、着実に改革してゆくことはなかったのだろうか（市場万能主義の民間「企業統治改革」の失敗をふまえつつ）。「分裂社会」ではなく、「分かちあい」の社会を、産業界・財界・労働界を含めて構築してゆくために、「公共サービス」改革、行政改革、公務員制度改革も必要であった、と考えるべきだったように思う。

ところが、さきに示したように、いまやこれまでの「改革」主義志向の影の部分が目立ってきている。国家レベルでは「政治主導」の名のもとで、官僚が特定政治家の「私僕」と化し、国家公務員は「面従腹背」するしかない。分権・自治に鼓舞され、地方公務員の多くは地方自治と良き地域社会づくりに立ち上がってきたが、いまや、非正規公務員の間で肩身が狭く、財政制約のなかで、できるこ

(4) 岩岬修「未完の公務員制度改革」、『中央労働時報』2016年1月

大塚実「公務における勤務条件決定システムの転換」『季刊労働法』2011年冬号

とがあまりにも少ないことに苦渋・呻吟し、萎縮させられているようにも見える。あるいは、早くから「市民協働のまちづくり」にしか道はないと考え、前向きに全力をあげているものもある⁽⁵⁾。

いま現在、地方・中央・世界で問題となっている新型コロナ・ウィルス禍は、これまでの日本の公共政策改革の盲点を鋭く突いているのではない。日本の「公衆衛生」政策は、各級にわたる公共機能（保健所、公的病院、民間医療機関の良き連携）、そして市民社会での高い意識との連携で、高いレベルにあるものと思われてきていた。これが本当にそうだったのか（今回のドイツ、台湾等の対応と対比したとき）。それとも長い行政改革のなかで劣化してきた面があるものもある。そして、いまや新薬・ワクチンの開発・普及が強く希求されているときに、それを民間企業の「市場競争」に期待するということでのよいのか、それとも公・民をこえ、国境をもこえて、「世界の協力・協調・結束」を制度的に促進することから生まれる、と考えるのか。また、それがどのように公正に配付できるのか。そのとき市民的公共性の精神にたつ公共サービスの重要性、公共政策の良き改革（国際レベルから日常の地域市民社会のレベルにいたるまでの適切な「分節化」と連携関係）なしに対応できるのか。答えはいまや自明なように思う。

〔参考文献〕

- ・佐藤英善編著『公務員制度改革という時代』 敬文社 2017年12月
- ・武藤博己編著『公共サービス改革の本質』 敬文社 2014年
- ・村松岐夫編著『最新公務員制度改革』 学陽書房 2012年
- ・村松岐夫編著『公務員人事改革』 学陽書房 2018年
- ・金井利之「官僚制・自治制の閉塞」、吉見編『平成史講義』ちくま新書 2019年
- ・佐々木毅・21世紀臨調『平成デモクラシー』 講談社 2013年

お知らせ

井上定彦先生のシリーズ「千葉から日本社会を考える」は、自治研ちば第30号（2019年10月）で一区切りつけさせていただきました。今号から、井上先生と当センター顧問の若井康彦先生に交互に執筆していただきます。井上先生には時々問題となっている社会テーマを取り上げていただきます。また、若井先生には、都市プランナーの経歴を生かした「日本の街並みめぐり」を書いていただきます。ご期待ください。（事務局）

- ・前川喜平『面従腹背』 毎日新聞出版 2018年
- ・寺島実郎「平成の晩鐘が耳に残るうちに」『世界』2019年6月号
- ・牧原出『崩れる政治を立て直す』 講談社現代新書 2018年
- ・諸富徹『人口減少社会の都市』 中公新書 2018年
- ・辻山幸宣「自治基本条例の構想」『自治体の構想4』岩波書店 2002年
- ・井上定彦『社会経済システムの転機と日本の選択』三一書房 1998年
- ・連合『新しい公共サービスのために対話・参加・交渉の公務員制度を』 2006年9月
- ・千葉市職労結成70年記念誌 2016年11月
- ・NPO活動推進自治体フォーラム報告書（於島根）2010年11月
- ・牛山久仁彦「住民協働と公共サービス」 前掲武藤編著所収
- ・山中伸弥「薬開発 競争より結束を」 日経紙 2020年4月20日

井上 定彦 プロフィール

社会環境学会、社会政策学会、日本平和学会、日本労働ペンクラブ等の会員
専門 国際政治経済学、社会経済学、島根県立大学名誉教授、千葉市在住

(5) 松村憲樹・堂前緑・原誠一「ローカル・ガバナンスの新たな展開をめざして―島根県におけるいくつかの試み」、『総合政策論叢第17号』2009年3月

企画記事

変わりゆく公立図書館の明日を考える 官民協働で地域の文化と知を育む

香取市職員組合 板倉 安成

■はじめに

この記事を書いている頃、政府から新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令され、県内の公立図書館もほぼ全てでサービスを休止せざるをえない状況となっている。本来、市民に自宅待機を要請する中で、図書館の果たせる役割は大きいはずだが、不特定多数の利用者が入館し、利用者との対面を基本とする形態は、はからずもその限界を露呈する形になってしまった。

この記事が掲載される頃には、状況が好転していることを願うと同時に、こうした事態を新たな図書館サービスの在り方を模索する上での契機としたい。

■図書館とは何か

さて、公立図書館（以下、図書館）について皆さんはどれほどご存知だろうか。大抵の図書館は朝9時頃から夕方6時くらいまで、年末年始や蔵書点検期間を除けば、週一日設けられた定休日以外ほぼ毎日開館している。また、幅広い年齢層に向けた資料が取り揃えられており、資料の種類も多岐にわたり、しかもこれらは全て無料で利用できる。条件つきであれば、有料で複写（コピー）することも可能である。

本来、自分の購入したものではない著作物を私的使用以外の目的で無許可の複製をすることは、著作権侵害という違法行為だが、非営利目的に限り、図書館に限っては所蔵資料の複製が可能である。

■図書館と書店の違い

図書館と書店の最も大きく違う点は、図書館は原則無料で利用できるということである。これは国民の「知る権利」を保証するためである。

日本国憲法21条では以下のように定められている。

- (1) 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する
- (2) 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

個人的にはこれを「表現の自由」を侵害されないために「知る側の権利」が保証されていると解釈している。そう考えると、図書館の持つ社会的役割や担うべき責任はかなり大きく、重い。

2015年の図書館総合展で某大手出版社社長が図書館に対し、新刊本の一年間の貸出猶予を求めたという報道があった。つまり、図書館は新刊本を1年間は個人貸出に供与しないでくれ、ということである。これは図書館があるから本が売れず、著作権者や出版社の利益を損なっているという考え方からである。しかし、図書館には新刊書ばかりではなく、絶版や入手困難となった本も所蔵している。つまり、書店や出版社にはできない「文化や知識の保存・継承」という役割も担っていることになる。

■予約・リクエスト制度

図書館には現在貸出中の本を順番待ちしたり、図書館にない本も要望して蔵書に加えてもらう予

約リクエスト制度というサービスがある。予約数には限度があるし、要望しても必ず実現するわけではないが、無料という事もあり利用される方も多い。

香取市の図書館では、2020年3月時点で一番予約が入った本は第153回芥川賞を受賞した「火花」（又吉 直樹著）である。当館での予約件数は通算230件、複本（図書館で2部以上所蔵している同じ本）の数は、市内の図書館・公民館図書室4館を合わせて8冊。受入れから最後の利用者に貸し出すまでの期間は、単純計算で402.5日と1年以上かかる計算になる。

これを「図書館がなければこの230人全員が本を買っていたはず」と考えるか「話題の本が無料で読めるからこそ230件も予約が入った」と考えるかは判断が難しい。図書館で購入した本の印税は著者の収入となるが、新古本で購入した場合はそうならない。こちらも20年ほど前から論争が続いているが、未だ明確な結論が出るに至っていない。

■学習場所としての図書館

図書館は、学生が勉強する場所というイメージも強いのではないだろうか。

これは高度経済成長期に、大家族で自分の部屋を持たない学生が、図書館の閲覧室を利用するようになったことから、学生が静かに勉強する（できる）場所というイメージが定着したのではないと思われる。

また、自習目的で集まる学生も多いことから、自室より図書館の方が集中しやすく、意欲も高まるという効果もあるのだろう。だがその反面、学生の長期休業期間になると学生と一般利用者の間で閲覧室の席の取り合いになってしまう事があり、双方から苦情がある。これに対して図書館では、学生の自習席を別に設け、時間によって交代制にしたり一般の閲覧席や児童室での自習を禁止することで対応している。

以上から簡単にまとめると、利用者の求める便利な図書館とは、

- (1) 新しくきれいな本がたくさん置いてある。
 - (2) 冷暖房を完備した静かな学習、閲覧スペースがある。
 - (3) 夜遅くまで開館していて年中無休。
- という三点に要約されるのではないかとと思われる。

■図書館のサービス

日本では「本は買うもの」という意識が根強く、特に有識者と言われる人ほどその傾向が顕著であるように思える。図書館を利用しない以上、図書館への理解もなく「本を貸すだけの簡単な仕事」と思われている節がある。確かに本の貸出などの業務は目につきやすいが、あくまでも多様なサービスのうちのひとつに過ぎない。

図書館の業務は、選書（本を選ぶ）や除籍（本を廃棄する）はもちろん、児童サービス、障がい者サービス、高齢者サービス、広報活動、各種資料展示や展示会、行事集会活動、読書会、講演会と多岐にわたり、職員の数が少なければ、ひとりでいくつも兼務することになる。

また、図書館には収容量の限界があるため、常に全体の蔵書構成の比率を考え、思想的な偏りをなくすという観点からも、受入や廃棄にも神経を尖らせている。

■図書館サービスの本質、レファレンス

図書館にはさらに高度なレファレンスというサービスがある。利用者の求める情報に即した資料を探し出し、提供するサービスだ。提供する媒体は特に特定されないが、出典は明確なものが選ばれ、場合によって同じ情報の掲載された別々の資料を3点以上提示するのが基本とされる。

中には利用者の探している本の所蔵状況、配架場所を回答し、あるいは棚まで案内する簡単なクイック・レファレンスと呼ばれるサービスも含まれる。しかし、特定の本を探すにも、書名の覚え違い、帯に書かれた文句しか知らないケースもある。例えば、私が受けた中では前述の「火花」を

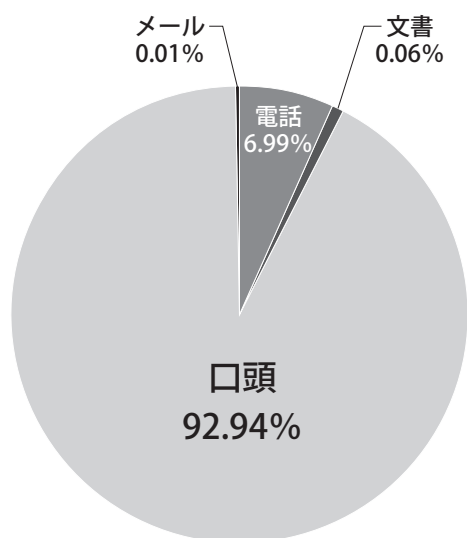
「花火」と誤解している利用者が多数あった。(余談だが、覚え違いの例を集めた福井県立図書館のホームページも面白いので、是非参照していただきたい。<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/>)

「千葉県の図書館」の統計によると、2018年の市町村立図書館のレファレンス件数は、電話対応が38,433件、口頭対応が511,112件、文書対応が328件、メール対応が51件で、合計で549,924件となる。レファレンス業務に費やされる時間は千差万別である。回答済みの案件であれば過去の事例等から探すこともできるが、調査には外部の専門的な見識を必要とする場合や長年の経験によるところも大きい。時間制約もあるため満足な回答を得るまで十分な時間をかけることができないのが痛し痒しなのではないだろうか。

■市民中心のサービス

図書館は最初から市民中心のサービスをしていたわけではない。戦前の図書館が国民の思想善導、教育といった統制的な性格を強く持つ機関であったことを反省し、1950年制定の「図書館法」では、一般公衆に等しくサービスを行う公共図書館の概念が導入された。しかし、1958年（昭和33年）の全国の自治体あたりの図書館の平均年間受け入れ冊数は1,529冊、金額にして約51万円。古い本し

図表1 レファレンスの割合



か並ばない当時の図書館は市民の関心を引くことができず、図書館界全体がかなり低調であった。

これに対し、それまでは資料の閲覧が主体だった図書館を、市民中心のサービスに転換しようという機運が高まり、次第に「市民のための図書館サービス」へと転換する指針が形成されていったのである。また、市民中心とした貸出重視のサービスに移行するにあたり、図書館員の間でも価値観の違いによる意見の衝突もあったと聞いている。

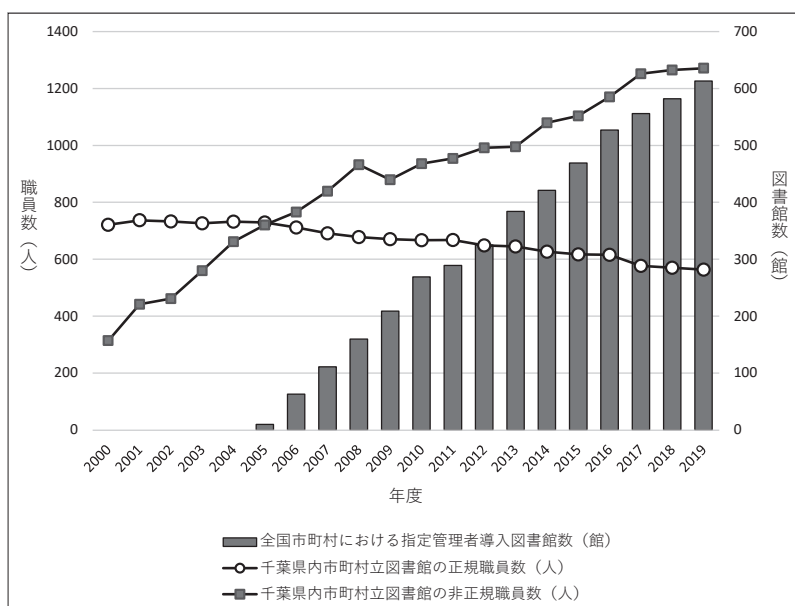
しかし、時代の流れとともにやがて市民へのサービスを主体とする図書館の運営方針は図書館界の主流となって行ったのである。そして、住民が求める図書館と、行政の考える、あるべき図書館の姿に乖離が生じたことが重要な問題となっている。

■図書館と非正規職員

高度経済成長に伴い、1960年代以降、公立図書館の新設が相次ぎ、図書館はより身近な存在となった。しかし、1980年代の行政改革により、図書館に十分な職員が配置されず、嘱託や臨時非常勤職員などで不足を補ったり管理運営を公社や財団等に委託する自治体が現れ始めた。今や全国の自治体職員の3人に1人は非正規雇用で、非正規職員なしに公共サービスは維持できないのが実態だ。千葉県でも2001年（平成13年）から2019年（令和元年）の間で非正規職員は2倍、指定管理を含めると3倍となっている。

令和2年4月から「会計年度任用職員制度」が始まり、それまでの臨時非常勤職員の制度は廃止されている。しかし、雇用面では再任用を妨げないとしながらも原則1年であり、服務規程は正規職員並みに厳格化されている。今回の新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言で民間企業では雇止めが横行している。長期にわたり臨時休館している図書館でも、出勤日数が大幅に減らされて困窮している職員も多いのではないだろうか。

図表2 市町村立図書館における指定管理者導入状況と正規・非正規職員数の動向



■図書館民営化の波

1999年7月に「PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）」が公布され、続く2006年には地方自治法が一部改正により「指定管理者制度」が施行され、自治体の図書館運営にも民間企業の参入が認められた。現在、公立図書館の6館に1館の割合で指定管理者制度が導入されている。

自治体にとっては経費削減、住民にとっては民間活力導入によるサービス向上という利点があるが、図書館の場合は3年から5年ごとに変わる事業者では高い専門性のある職員の長期的な確保ができないこと、業務に関わる専門性、地域のニーズへの対応、継続的運営の観点から十分な機能が果たせなくなる懸念があることから、指定管理者制度の導入には馴染まないと言われている。

■ツタヤ図書館の問題

図書館の指定管理者として、2013年にリニューアルオープンした佐賀県の武雄市図書館が有名だ。同市では指定管理者制度を導入しCCC（カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社）が図書館の管理運営を受託している。同系列の図書

館はレンタル大手のツタヤを運営しておりツタヤ図書館とも呼ばれる。武雄市図書館のセールスポイントは従来の図書館サービスに加え、書店の併設により本の購入が可能。また、カフェも併設され、コーヒーを飲みながら本を読むことができるという点だ。しかし、以下のような問題点も取り沙汰されている。

- (1) 市民に対する事前説明の不足
- (2) 見栄えを重視し実用的ではないレイアウト
- (3) CCCのレンタル部門と競合するDVD資料の除籍問題
- (4) Tポイントの無許可付与による個人情報流出問題

- (5) CCC傘下のネットオフから購入した中古本が蔵書に含まれていた問題
- (6) 郷土資料に対する扱い
- (7) 資料のライフスタイル分類

いずれも法律に触れているわけではないが、併設された歴史資料館の常設展示施設を隅に追いやって自社のCD・DVDのレンタルコーナーにしたり、既存の分類法を無視し、職員でさえわからない直感的なライフスタイル分類に至っては首を傾げざるをえないものがある。後に指定管理者として、海老名市立中央図書館に館長として就任したCCCの高橋氏は会見で「武雄市図書館の時、僕たちはド素人でした」と発言したことからも、一番の問題点は、臆面もなく自ら素人を公言するような企業に図書館運営を任せてしまったことではないだろうか。

■指定管理者の利点と欠点

後に同じくCCCが指定管理者を請け負った神奈川県海老名市では、それまで同市の図書館運営業務を受託していたTRC（株式会社図書館流通センター）を共同事業者を迎えたが、2014年の運営開始から1週間と立たずしてTRC側から「様々な提案をしてきたが聞き入れてもらえず思

想の違いから協力関係を解消することにした」と三行半をつきつけられている。その後、2019年3月までは共同で運営することに落ち着き、再受託後も共同運営状態は続いているが、TRCは本館運営から外れ、今後TRCはCCCとは共同しないとまで宣言している。

「民間委託すれば直営より少ない費用でより充実したサービスが受けられる」と言われるが、利益のために人件費を抑えているだけであり、それも非正規職員が増え過ぎたせいで、民間委託しても人件費は減らないと指摘されている。「指定管理者のやっていることだから自治体は関係ない」とも言えないだろう。結局のところ、図書館の民間委託や指定管理者の導入が官製ワーキングプアの温床になっていることに変わりはない。

■民間企業のノウハウ

それでもツタヤ図書館は、停滞する自治体に賑わいを取り戻し、図書館に活路を見出そうとしているのだから一概に責めるわけにもいかない。それに、民間企業の持つノウハウは侮れない。ある指定管理業者は職員のマナー研修にCAを講師に招いていると聞き、人材派遣会社であれば、イベント運営や、講座などの講師にも事欠かないだろう。直営図書館の経費はよく言えば厳格、悪く言えば硬直しているため、余程のことがない限り補正や流用は認められないが、指定管理者の場合は、ある程度柔軟に対応できるのも利点のひとつと言える。

また、ベストセラーやコミックを大量に蔵書に加えれば貸出冊数も伸び市民も喜ぶ。しかも民間運営なら開館時間の延長、年中無休もありえる。

良くも悪くもコンビニエンス・ストアのように全国どこでも一定レベルの画一的なサービスが提供可能であることは間違いない。あくまでも個人の見解だが、新たな図書館を増設したいが職員を増やせない、といった自治体が図書館を指定管理者に任せるのは悪いことではないと考えている。ただし、既存の施設を民間に委託する場合、自治体のもつ運営のノウハウが失われる恐れがあるこ

とは確かである。

指定管理者が適正な運営を行っているか監督するためには、自治体が責任を持って専門的な知識を有する職員を継続して育成する必要がある。例えば業務を丸投げしても、設置側の責任と義務は残る。

■練馬区の図書館司書職員組合ストライキ

指定管理者導入に関わる非常勤職員による反対運動として、平成30年12月に、東京都練馬区の非常勤の司書57人らで作る練馬区図書館専門員労働組合が、区立図書館の民間委託に反対してストライキを準備したことが報じられた。同区では12館ある区立図書館のうち既に9館を民間委託、さらに5年以内に2館で指定管理者制度を導入し、区の直営は1館のみとする方針だという。現在区の直営である3館には、108人（うち図書館専門員57人）が従事しているが、昨年7月、区が2020年から順次指定管理者制度を導入する方針であることが通達された。

図書館専門員の処遇については区内の学校図書館への配置換えを提示したが、これに対して職員は「(区は)公共図書館と学校図書館では根拠となる法律も業務内容も異なることを理解していない」として、サービス低下に懸念を示していた。結局、練馬区側はスト突入直前の段階で図書館専門員を「解雇する考えはない」とし、直営として残る光が丘図書館に異動する意向を表明。組合もこれを受け入れ交渉は妥結した。

今回の舞台となった練馬図書館は、館長を含め職員35人のうち32人が非常勤であり、1年契約となっているが、中には20年以上も継続して業務に携わっている職員もいたらしい。組合員は全員非正規の図書館専門職であり、常勤職員と変わらない業務に従事していた。組合側は「指定管理者制度が導入されれば、現場のノウハウも蓄積されず、図書館運営の崩壊をもたらす」と危機感を募らせていたが、一方、区側は、「区民アンケートでも民間委託した図書館は満足度が高い」と回答している。

前にも述べたが、市民が図書館に求める三大要素（新しい本、快適な環境、長時間開館）を満た

せば、大抵の市民は満足するのだから、それだけでは公共の役割と責任を放棄する理由とはなり得ない。今回ストを準備した組合員は、自分の雇用を守るのと同時に図書館サービスを守ろうとしたとも言える。

■福智町図書館、嘱託館長雇止め問題

例え直営の図書館であっても、嘱託館長の身分はかなり不安定である。2018年8月、福岡県福智町の町立図書館が併設された複合施設「ふくちのち」の前館長の女性が、5年任期という条件での公募だったにも関わらず、3年で雇い止めされたとして、町を相手に地位の確認などを求めて地裁に提訴した。

解雇された元図書館長は、前職の民間会社を退職して応募し、その活動は外部からも高く評価され、開館後1年間の来館者目標数10万人を遥かに超える15万人を達成していたにも関わらず、開館1年目にして次年度の契約更新はしないと告げられたという。理由を問うと「町長が決めたことなのでわからない」と回答され、そればかりか、最初の1年は給与明細も発行されず別途支給のはずの交通費も給料から天引きされていた事実も発覚している。

嘱託職員は雇用してもらうためには不利な条件であっても言われるがままに契約せざるをえない弱い立場にあり、例えば実績を残しても雇用側の事情で契約を打ち切られる可能性もある。一般から優秀な人材の募る上で悪しき前例となる可能性も危惧されるので、自治体側には十分な説明責任が求められる。

■高度情報化社会の中の図書館

図書館の変化は運営形態ばかりでなく、内側も大きく変化している。そのひとつが図書館の電算化だ。県内の図書館の電算化はパソコン機器の普及に伴い1990年代後半から急速に広まっていった。それまで紙で管理されていた利用者情報等は全てデータ化、手作業だった貸出・返却などは全

てバーコードで処理され、ひたすら電卓を弾いていた統計も、ボタンひとつでできるようになったのだから、驚異的な進歩だろう。また、通信ネットワーク環境が整備されたことにより、今やどこの図書館でもウェブ上で蔵書を公開することが当たり前で、スマートフォン等からの蔵書検索や予約も可能となっている。

千葉県立図書館では、平成13年から県内の図書館の蔵書を一度に検索できる横断検索システムが提供され、各図書館のオープンデータを活用した民間の蔵書検索サイトも登場している。その一方で、企業だけでなく個人でもホームページを開設し、各種SNSを通じて誰でも手軽に情報発信する社会となり、図書館不要論も囁かれた。

しかし、ウェブ上には誤った情報も多く、出典や典拠が示されていない以上、情報の精度に疑問が残る。何度も校正を経て出版された書籍に及ばないのが現状であり、活字として半永久的に残る、というのはそれだけ重大な責任を伴う大変な作業なのだろう。

■電子書籍は図書館の切り札となり得るか

物理的なスペースの必要ない、劣化・破損・紛失しない、延滞の督促も必要ない、貸出の時間帯を選ばない、端末さえあればどこでも読める電子書籍は、利用者にも図書館にもいたせりつくせりのコンテンツである。だが、電子書籍は図書館で自由に収集、利用者の閲覧に提供できるわけではない。出版社が図書館用に提供しているコンテンツはごく僅かで、しかも、1冊（1点）につき、紙媒体の約1.5～2倍の価格となっている。

2015年11月に開催された第17回図書館総合展のフォーラム「図書館に電子書籍は増えるのか？」で、講談社の吉羽氏は同社の扱う電子書籍のうち、図書館向けコンテンツは僅か5%に満たないと述べている。講談社と言えは毎年の新刊発行点数が2,000点を超える最大手である。中小の出版社の電子書籍の点数はもっと少ないだろう。やや期待外れかと思われるかも知れないが、実はそうとも言えない。

例えば、欧米等の諸外国では日本と比べても出版業界における電子書籍の普及率がかなり高い。外国語の書籍の収集については図書館でも頭を悩ませる課題だが、図書館の蔵書の容量を圧迫しないという点において、電子書籍はひとつの解決策となりうるのではないか。また、文字の拡大や色の反転、読み上げ機能も障がい者サービスには有効だといえる。

ただ、電子書籍の提供はあくまでもデータによるものであり、自治体の財産とはならず、契約会社がサービスを中止した時点で、全ての権利が失われてしまうという点に大きな問題がある。

■高齢社会における図書館

平日の昼間に図書館を利用するのは、主婦層と高齢者層が多い。香取市においても年間の利用者数の約半数は60歳以上の高齢者である。最近はずの小さな本が敬遠される傾向にあり、録音図書の貸出も伸びているし、文庫本の改版時には字が大きくなり、本も厚くなるか分冊され、当然値段も高くなる。

2017年の全国図書館大会で某大手出版社社長が「公共図書館の役割と蔵書、出版文化維持のために」と題した分科会で「図書館は文庫本を貸さないで」読者に対しても「文庫は借りずに買ってください」と訴えたが、消費者にしてみれば「なら出版社は文庫本を値上げするな」と言いたいのではないだろうか。

■図書館の明日を考える

図書館は老若男女、年齢性別を問わずに利用できる稀有な公共施設であると同時に、文化的な福祉施設であると言える。つまり、情報弱者に対するセーフティネット、知のライフラインなのである。教育とは効果が顕れるまでに長い時間がかかるが、その辺りがなかなか理解されにくい。だからといって今、教育費をケチることで、将来的に地域の文化の弱体化に繋がることも懸念される。それは行政の掲げる「市民協働」にも影を落とす

ことになりかねない。子どもたちに小さい頃から図書館の利用を習慣づけることで、本に親しみ、活字に対して抵抗のない子どもに育てることができれば、素晴らしいことだと思う。

また、今回の新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が発令され、図書館が臨時休館したことで、多くの方から電話での問い合わせがある。それはいつでも好きな時に触れることができた「知の宝庫」を失うことに対する危機感ととてもいいだろう。

インド図書館学の父と呼ばれるランガナタンは「図書館は成長する有機体である」と述べている。図書館は常に成長し、進化する。先人から受け継いだ知恵と、現在まで続く試行錯誤の繰り返しや、積み重ねによって成立している。好むと好まざるとにかかわらず、図書館民営化の波は確実に押し寄せている。ただ闇雲に反対するのも、ましてや諦めてしまうのではなく、あくまでも自治体の管理、主導の下での官民協働を実現するように訴え、考え、行動し続けるのも、これからの図書館を考える上で必要なのではないだろうか。

〔参考文献〕

- ・日本図書館協会「中小都市における公共図書館の運営」日本図書館協会 1979
- ・オーラルヒストリー研究会「『中小都市における公共図書館の運営』の成立とその時代」日本図書館協会 1998
- ・千葉県公共図書館協会「千葉県の図書館2019」 2019
- ・日本図書館協会「図書館における指定管理者制度の導入等の調査について 2019（報告）」 2020

板倉 安成 プロフィール

1970年長野県生まれ。

1991年、旧・佐原市役所（現・香取市役所）に入庁。以後、2004年から2006年の3年間の本庁勤務を除き、佐原中央図書館で司書として従事する傍ら、2002年から2015年まで自治労千葉県本部執行委員として組合活動に参加。

主として市の香取市図書館基本計画の策定、図書館電算システムの導入、図書館ネットワーク整備事業等を手掛ける。

千葉県 令和2年度 一般会計当初予算について

千葉県議会議員 入江あき子



■はじめに

2月13日に定例県議会が開会し、新年度一般会計予算案をはじめ96議案が審議されました。私の所属する会派「千葉民主の会」は、予算委員会及び各常任委員会において活発な質疑を展開。各議案を慎重に審議した結果、執行部提案の全議案について「賛成」しました。

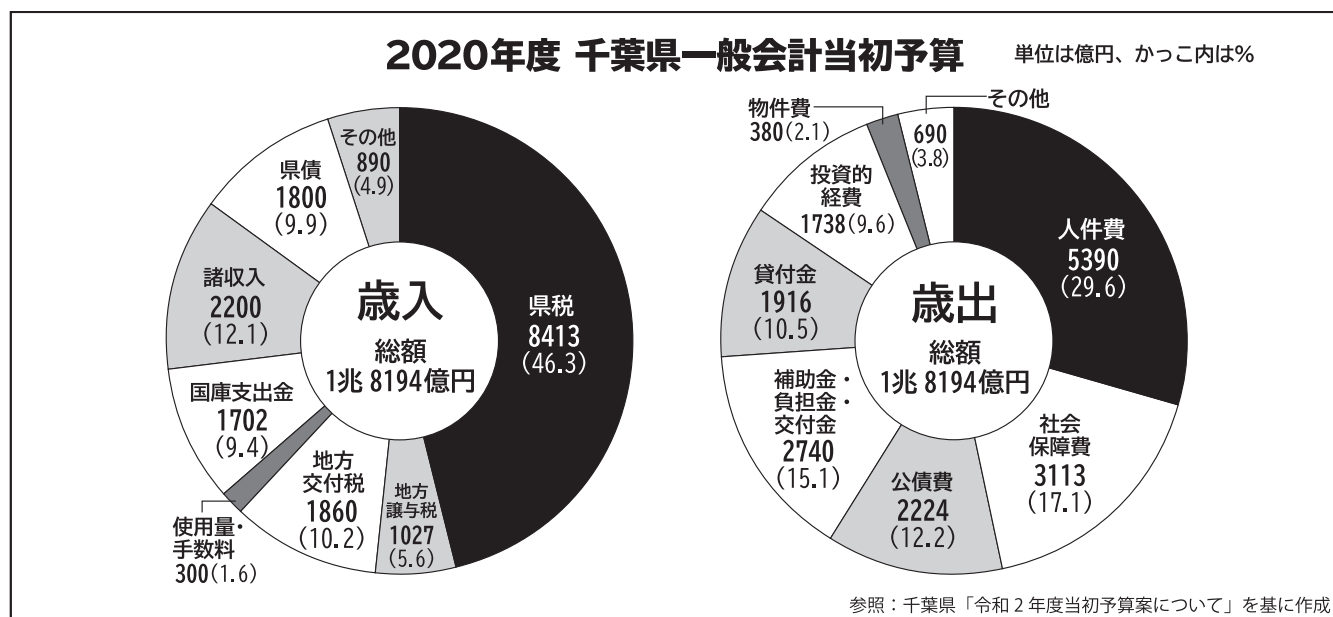
会期中に新型コロナウイルスの感染が徐々に広がりつつありましたが、議会日程は変更されることなく最終日を迎えました。その後、特措法に基づく「緊急事態宣言」が4月7日に発令され、テレワークの導入や営業・外出の自粛要請が行われ、同月14日からは施設の使用制限が始まりました。県民所得の低下や地域経済へのダメージは不可避となり、今後のコロナウイルス対策にあたっては、

国の臨時交付金を含めた当初予算の組替えや新たな県債発行等も検討しなければならない状況にあります。本稿執筆時（4月中旬）新たな緊急事態に直面していることを踏まえつつ、以下、当初予算の特徴や課題について、取りあげていきたいと思っています。

■令和2年度当初予算の概要

千葉県の令和2年度一般会計当初予算は、総額1兆8,194億8,500万円（前年度比3.3%増）で7年連続の過去最大規模を更新。重点施策として、①昨秋に県内を襲った台風豪雨被害からの復旧・復興、②児童虐待対策、③東京五輪・パラリンピック関連事業があげられます。

歳入については、自主財源の県税収入が前年度





千葉県議会で一般質問を行う筆者（2019年10月）

比148億円増の8,413億円で過去最大を見込んでいます。消費税率の引き上げで301億円増収を試算しましたが、法人県民税の引き下げや自動車取得税の廃止、株取引や所得の低迷による個人県民税等で減収が生じ、県税全体の増加幅を狭めています。地方交付税は、110億円増の1,860億円で、県債の新規発行額は84億円減の1,800億円。財政調整基金は、復旧・復興関連予算の財源確保のため、過去最大の500億円を取り崩し、基金残高はわずか6億1,800万円と底をつく状態となります。

歳出については、社会保障費が昨年10月から始まった幼児教育無償化や高齢化による介護費負担

等の影響で142億円増え、約3,114億円。約3割を占める人件費は、今年度から新たに始まる「会計年度任用職員」への期末手当支給等で膨らみ、63億円増の約5,391億円となりました。また、投資的経費1,739億円の大半を占める建設事業費は4年連続増の約1,586億円で、北千葉道路や圏央道インターチェンジへのアクセス強化といった道路網の整備に充当。また、延期が決定した東京五輪・パラリンピック関連事業についても、36億円が盛り込まれています。

一方、県債残高は、前年度比181億円減の3兆655億円。過去最大の昨年度より若干減少したものの、県民一人当たりでは49万8千円。「借金」である県債残高をどのように減らしていくのか、財政健全化の道筋は見えていません。

■重点課題その1 防災・減災対策

次に、予算の重点施策の一つである防災・減災対策についてみていきます。昨年9月の台風15号、続く19号、10月26日豪雨と県内を襲った一連の災害からの復旧・復興を進めるため、45億4,200万円を盛り込み、防災減災対策に計520億6,800万円を計上しました。

これらの事業を進めるうえで、国から令和2年度地方財政対策としての財源も示されています。国が対象事業の拡充を図った「緊急防災・減災事業費」を活用し、千葉県は河川・海岸・砂防事業について、2019年度2月補正予算とあわせ、272億7千万円を計上。洪水時の河川水位の低下を図るための河道掘削や河川堤防の強化、新規事業と

台風・豪雨災害からの復旧状況

住宅被害への支援事業 2020年3月末時点				土砂災害警戒区域の指定状況 2020年3月19日現在		被災した農業用ハウス等の復旧支援事業 2020年3月31日現在	
	対象棟数	申請件数	支給件数	指定済 (力所)	未指定・協議中 (力所)	要望経営体数	
全壊	476	375	298	4,108	6,803	復旧	うち補強まで実施
半壊	6,267	725	431			浦安市 以外 8,787	365
一部損壊	80,177	14,022	5,460				

参照：千葉県の資料を基に作成

して市町村が進めるがけ崩れ対策事業に国と協調した補助の実施（災害関連地域防災がけ崩れ対策事業）や災害時の観測に特化した危機管理型水位計の設置を行います。

また、国が新たに創設した「緊急浚渫推進事業費」は、台風19号の河川氾濫を踏まえ緊急的に単独事業で河川等の浚渫を実施するための制度で、向こう5年間で地方債の特例措置（充当率：100%、元利償還金に対する交付税措置率：70%）を講じるものです。この制度を活用し、千葉県は19億円で19河川における事業を進めます。

台風15号襲来時の初動対応の遅れが問題化したことから、新年度から知事部局の職員を40名程度増員し、体制強化を図ります。危機管理課に災害情報室を新設し、平常時から市町村等と連携し、災害時に被災地の情報やニーズを把握する情報連

絡員（リエゾン）の研修や訓練を行います。また、河川管理課（現在22人体制）に13人体制の土砂災害対策室を新設。豪雨による土砂崩れでは、土砂災害警戒区域の未指定個所において4人が死亡。これを受け、県は全国最下位となっている指定率（36%）をあげるために急ピッチで取り組み、2021年5月末までの指定完了をめざします。

■重点課題その2 児童虐待防止

これまで述べてきた災害対策は国の財源に裏打ちされた形での予算確保が特徴的ですが、次に取り上げる児童虐待防止に係る予算は、県の一般財源によるものです。しかも、今年度の関連予算額は約12億5千万円と従前より大幅な増額が特徴的です。その背景に、昨年1月に起こった野田市での小学4年女児虐待暴行死事件があります。県は、事件を受けて発足した第三者検証委員会や県議会における議論や提言を踏まえ、ようやく児童虐待防止の取組みに本腰を入れました。

具体的には、児童家庭課に「児童相談所改革室」を新設し、児童福祉司等の専門職員を100人程度増員。虐待リスク情報の迅速な共有化のためのスマートフォン配備を含め、ICT化予算も盛り込まれています。また、新規事業として児童相談所の運営状況を外部の第三者が評価する「運営監査委員会」も設置されます。

子どもがSOSの声をあげていながら命を落とすという最悪の事態は二度と起こしてはなりません。県は、児童相談所の増設や専門職増員などに必要な予算措置を怠ってきたこれまでの姿勢を改めなければなりません。

■県財政の長期トレンド

最後に、中長期的視点から千葉県財政の推移を捉えるため、1997年度から現在に至るまでのデータをグラフで示しました。各年度における国の税制改正や地方財政計画等々の影響もあり、一概に比較できない部分も多分にあります。

新年度予算 児童虐待防止関連

児童相談所の機能強化…5億1,141万円（前年度の4.8倍）

- ・児童福祉司等 110名程度（令和4年度までに260名程度増員）
- ・ICTを活用した業務改善【新規】
（システム開発、スマートフォン導入など）
- ・児童相談所運営監査事業【新規】
- ・一時保護所の増設、公用車の増車等

児童虐待防止対策……4億5,381万円（前年度の1.4倍）

- ・里親委託推進、児童安全確認協力員の配置、児童虐待防止医療ネットワーク事業、子どもの心の診療ネットワーク事業等

学校との連携機能強化…9,977万円（前年度の1.5倍）

- ・非常勤講師・スクールソーシャルワーカーの配置等

児童養護施設への補助…1億686万円（前年度の3.3倍）

参照：千葉県の資料を基に作成

その他評価できる新規事業

停電対策用の非常用自家発電機などの整備……3.4億円

災害に強い森づくりなど森林整備事業……3.4億円

大規模災害時の広域避難基礎調査……0.1億円

私立専門学校入学金・授業料減免補助……9.9億円

県立学校 ICT 環境整備……1.8億円

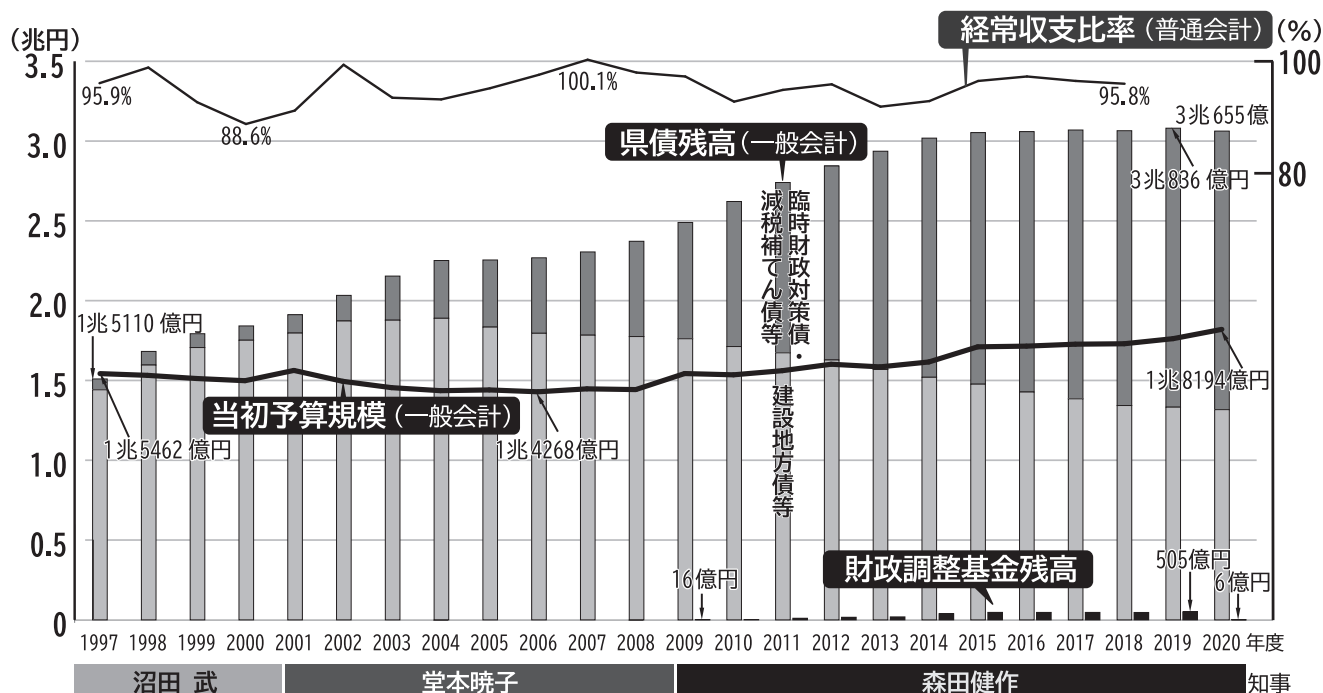
重度心身障害者児医療給付改善
（従来からの身体・知的障害に加え、
精神障害者への対象拡大）…45億円

中小企業次世代継承推進 ……0.15億円

持続可能な地域公共交通の確保支援 ……0.38億円

参照：千葉県の資料を基に作成

千葉県財政状況の推移



【一般会計当初予算規模】2006年度以前は地方消費税清算関連支出と借換債を除いた実質歳出
2001、2005、2009、2013、2017年度は6月補正後予算額

【一般会計県債残高】満期一括償還分の積立金残高を控除した実質的な地方債残高
2018年度までは決算額、2019年度は2月補正後予算額、2020年度は当初予算額
2007年度に区画整理事業を特別会計に移行させたため、建設地方債残高から同事業分の残高を控除

【財政調整基金残高】2018年度までは年度末残高、2019年度は2月補正後残高、2020年度は当初予算後残高

参照：千葉県の資料を基に作成

財政調整基金については、前述のとおり今年度当初予算後にわずか6億1,800万円と底をつく状態にあり、さらに今般の新型コロナウイルスによる県民所得や地域経済への打撃、県税収入への影響は避けられません。経常収支比率は高齢化の進展による社会保障費の増加等に伴い、高止まりに推移しています。

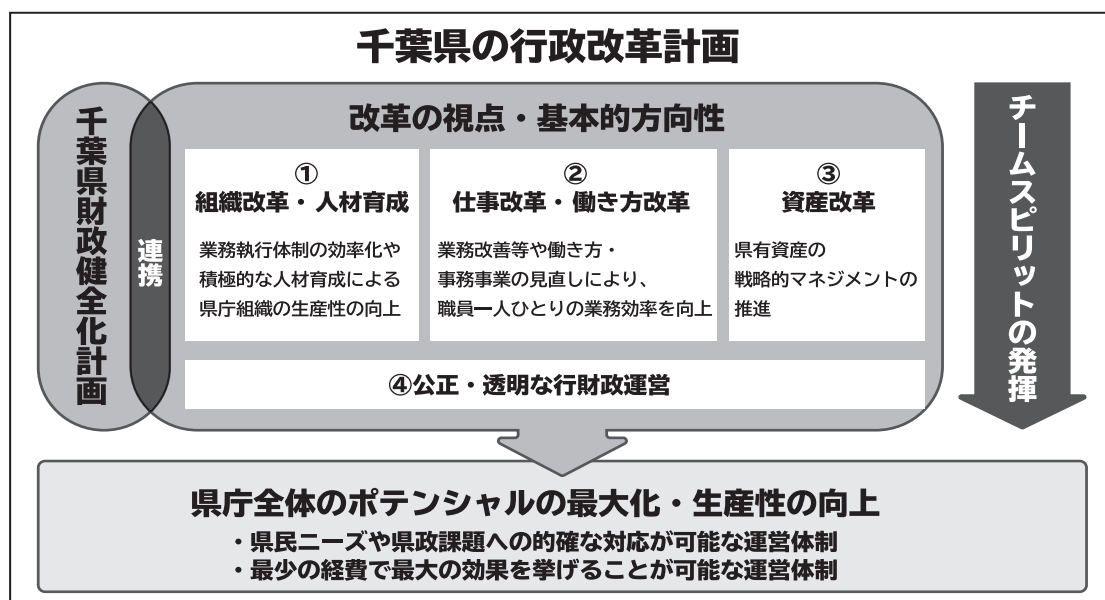
また、今後の資金需要を考えるうえで、公共施設の長寿命化や再編も大きな課題です。「千葉県公共施設等総合管理計画」では、今後30年間で主要な庁舎・学校等を建替・改修する場合、単純平均で年間283億円の費用を見込んでいます。総量の15%縮減しても、当面10年間で約700億円の一般財源が必要になります。

県債残高の増加については、建設地方債等の発行抑制により残高が減少している一方、地方交付税の振替である臨時財政対策債の大量発行により、県債残高全体は増加しています。

進まない行財政改革

千葉県は、平成29年度からの4年間を計画期間とする「行財政改革計画・財政健全化計画」を策定。行政改革の視点・基本的方向性として、①組織改革・人材育成 ②仕事改革・働き方改革 ③資産改革 ④公正・透明な行財政運営があげられています。今年度が計画最終年度にあたりますが、昨年度に実施予定の進捗管理も行わず、その取り組み姿勢や成果に前進は認められません。

特に取り組みのスピード感や発想の柔軟性が見られないのが、②仕事改革・働き方改革です。ICT活用等による業務改善や情報セキュリティ対策の強化が遅々として進んでいません。平常時から業務遂行体制の硬直化が、情報共有や対応の遅れ、ひいては不作為につながっています。具体例として、児童相談所における業務改善や県庁テレワーク推進体制等の遅れがあげられます。



参照：千葉県「行政改革計画 今後の方向性等 改革の視点・基本的方向性」を基に作成

■来年4月は県知事選挙

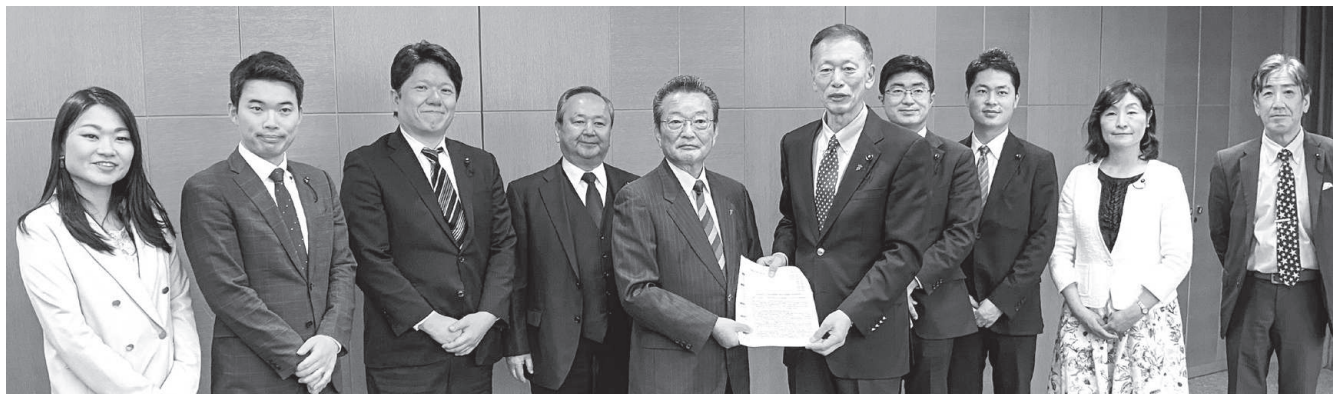
今般の新型コロナウイルス対策を進めるうえで、各都道府県における政策立案のスピードや柔軟性、執行能力に力量の違いが際立ちました。千葉県政が「国頼み・国任せ」の姿勢から脱却し、創造的で独自性のある地方自治体に転換するために、新しいリーダーが求められています。昨秋の台風15号襲来時、初動対応の遅さや政治姿勢が厳しく問われた森田健作知事は、来年4月を以て任期満了となります。

全国で最も早いスピードで高齢化が進んでいる本県において、医療・介護の提供体制の整備、全国的にも低い教育予算の引上げ、頻発する自然災害への対応等々、政策課題は山積しています。今

もなお新型コロナウイルスが猛威を振るい、社会全体を震撼させており、まさに「いのちと暮らしを守る県政」が切実に求められています。数々の難局を乗り越えるため、引き続き各方面での当事者や現場の声、地域の要望を県政に届け、より良い政策の実現につなげていくために活動してまいります。

入江あき子 プロフィール

1988年 国際基督教大学（ICU）
教育学部社会科学科卒業
2003年4月～ 佐倉市議会議員（2期）
2011年4月～ 千葉県議会議員（3期目）
現在、千葉県議会健康福祉常任委員会委員



3月13日「Society5.0の社会実装に向けた千葉県への政策提言」を会派で提出

公共の担い手

できることをできるカタチで — 中間支援組織としての歩みと 被災地・被災者支援活動

認定特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ

専務理事・事務局長 **鍋嶋 洋子**



■行政や企業にはない社会的役割

現在、千葉県内で認証を受けているNPO法人は約2,000団体。多くの市民が、地域の課題解決や活性化のために、主体的に活動しています。特定非営利活動促進法が制定されたのが1998年。それまで、ボランティアベースで活動していた団体が、NPO法人として継続性、組織性を持って活動することができるようになりました。

行政においては、公平性が重んじられます。たとえば、対象者が10人いて、パンが2個しかない場合には、パンは配らずに、10個揃うまで待つことが多いでしょう。NPOの活動においては、対象者の中で、一番困った状況にある人を見極め優

先的に配り、不足分の調達にも注力します。一方、企業活動においては、パンを扱うことで利益をどのくらい得ることができるかということが判断基準になるでしょう。NPOは、対価性が低いと思っても、放っておけないといった思いで活動することが多々あります。地域の人的、物的資源を活かし、多様な地域課題を解決するためには、行政や企業にはない、NPOの特性を活かした活動が必要と思われます。

NPOの活動において、柱になるのは、主体性、当事者性です。一人の気づきから、多くの人の参加により、組織的、継続的な活動となっていくます。障がいを持つ家族がいる、高齢独居で不自由な暮らしをしている隣人がいる…より幸せな暮ら



昨年の台風被害に対して「被災地支援ボランティアバス」を共催で実施（南房総市、2020年2月25日）

し方ができたと思う中で、様々な活動が生まれてきました。活動内容は、対象者の状況（ニーズ）に沿って変化します。障がいを持つ子どもたちが小さいうちは、遊ぶ場を、成長するに従い、学びの場、働く場をどう作るか、活動のテーマが子どもたちの成長とともに変わっていき、そのことが、団体としての成長にもつながります。

また、団体内には、職員として給与を得て働く人がいる一方で、ボランティアとして活動に参加する人もいます。活動に関わる時間やかける時間は、それぞれのメンバーの思いや状況によります。会社勤めのかたわら、家族の介護や育児を担いながら、NPOで活動している人たちがたくさんいます。また、寄付で団体を支える人もいます。関わり方は、団体の代表の判断のみで決めるのではなく、メンバー個々の意思を尊重しながら、話し合いによって決められます。団体内の役割も同様です。行政や企業にはない、組織運営の形と言えるでしょう。そうした組織だからこそ、多様な地域課題に対応できる柔軟な活動ができるのではないのでしょうか。

■生活クラブ生活協同組合千葉の活動をベースに設立

当団体は、2000年2月にNPO法人として設立しました。法人化する前の3年間は、任意団体として、生協の組合員を主な対象に、講座事業「市民スクール」を運営していました。講座事業の内容は、自然エネルギーや哲学をテーマにしたものから、「田んぼの学校」「森の学校」「畑の学校」といった体験型の講座まで多様でした。企画を具体化する中で、社会的課題を整理し形にする力が備えられていきました。

法人としてのミッションは、団体名「市民活動・市民事業サポートクラブ」に表されています。ボ

ランティアベースで活動する団体、事業性を持って活動する団体のいずれをも支援することを通して主体的な市民活動を促し、市民主体の地域づくりにつなげたいと活動を継続してきました。法人設立当時は、県が「NPO立県千葉」を掲げていた時代でしたので、年間に百単位でNPO法人が設立され、県とNPOとの協働事業も数多くありました。当団体でも、県との協働で、設立した法人の運営をサポートするための実務講座や相談会を県内各地で開催しました。近年は、会社法の改定や公益法人制度改革により、簡便に法人格取得ができるようになったこともあり、NPO法人数は横ばい状態となっています。中間支援組織としての当団体の社会的役割も、NPOの支援から地域づくりに関わる多様な主体をつなぎ、より有機的な活動を生み出すといった内容に変化してきました。

■中間支援組織として担う被災地・被災者支援活動

2011年の東日本大震災から9年、千葉県には現在も、福島第一原子力発電所の事故由来で福島県から避難し暮らす人たちが2,138名（令和2年2月現在）いらっしゃいます。親戚を頼って避難した方、避難所やネットで自治体の受け入れ情報を確認して避難した方、と様々です。どの方も「状況もわからず、市町村からの避難指示を受けて、取るものも取りあえず、避難して来たが、すぐに帰れると思っていた。こんなに長期にわたるとは思わなかった」と話されます。ご自分の意思にかかわらず、状況もわからないまま、住み慣れた家を離れ暮らす人たちをどう支えるか。当団体では、震災直後から、避難者支援のための活動を千葉県内で活動する支援団体と連携しながら、継続的に取り組んできました。また、2019年4月からは、千葉県内の災害対応、防災活動を行っている団体

をメンバーとする「千葉県災害ボランティアセンター連絡会」にオブザーバー団体として参加しています。

■台風15号による被災地、被災者支援活動

9月9日早朝に千葉県を直撃した台風15号は、県内各地に家屋の損壊、停電、断水といった被害をもたらしました。特に、千葉県南部地域は甚大な被害を受けましたが、被災状況が明らかになるまで時間がかかり対応が遅れてしまったのは周知のとおりです。県の災害対策本部が立ち上がり、千葉県社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが設置されたのは、12日のことでした。前年、西日本豪雨の際に、災害支援ネットワークを構築し、活動を行った岡山NPOセンターの石原達也さんから、岡山で活用した「スマートサプライ」の仕組みを千葉でも活用できないかといった提案を受けたのは、そうした時でした。

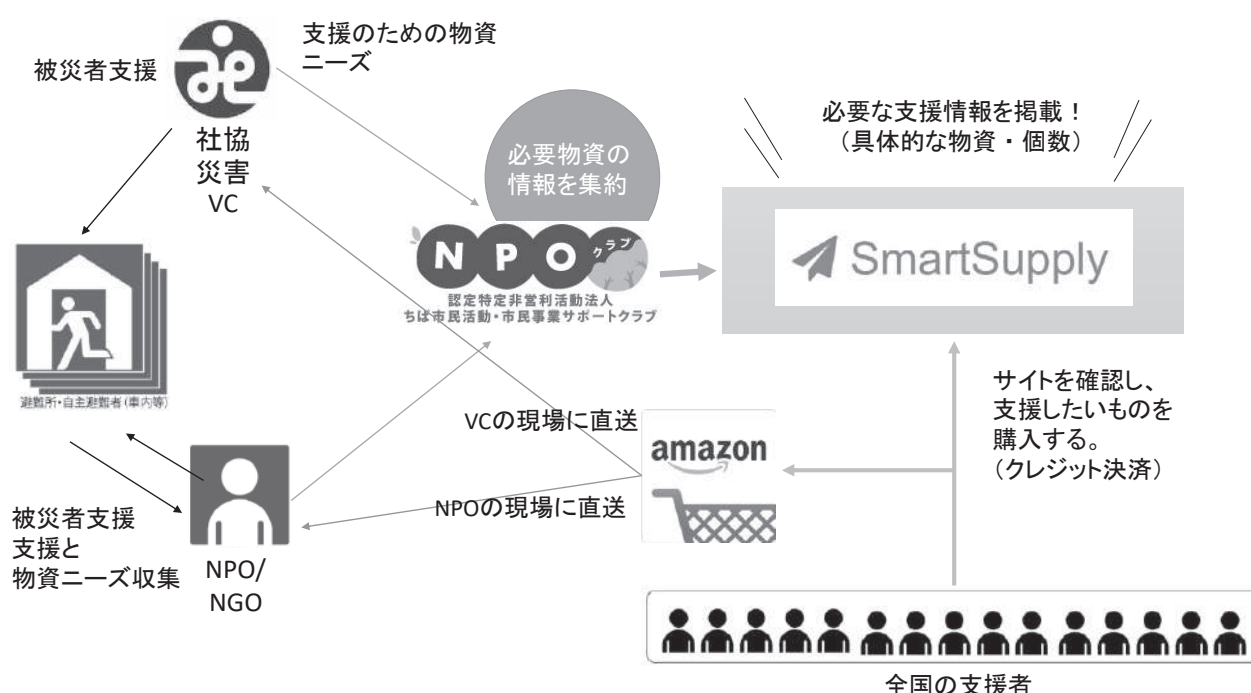
■スマートサプライ

—必要な人に必要な支援を必要な分だけ

東日本大震災の際に、一般社団法人 Smart Supply Vision が仕組みを構築、岡山をはじめとするいくつかの被災地で活用されていました。県のNPO関連の担当部署である県民生活・文化課を通して、県災害ボランティアセンターの会議で提案、翌々日から稼働することになりました。市町村が設置した災害ボランティアセンターとの調整は県社協が担い、Smart Supply Visionとの調整とAmazonへの発注等を当団体が担当しました。対象は、南房総市、鋸南町、館山市、鴨川市、富津市、君津市、山武市、横芝光町、香取市、八街市、富里市と広域にわたり、16のプロジェクトに3178点の物資を提供しました。全国のAmazonユーザーから寄付された支援物資はブルーシート、ロープ、作業手袋、鋸、発電機など多種にわたります。

被災地は家屋やハウス等の損壊、倒木、土砂くずれといった被害とあわせて、長期に及ぶ断水、

図表 千葉県におけるスマートサプライの仕組み



停電といった困難におそわれました。これまで、発災直後の活動に直接関わることのなかった当団体ですが、県災害ボランティアセンターに数日間、席を置きスマートサプライを通した物資提供を担いました。被災地の状況に沿って、人的支援、物的支援をコーディネートする発災直後の県災害ボランティアセンターの動きをつぶさに確認できたことも、意義あることでした。屋根のブルーシート展

張や災害ごみの処理等の復旧活動を担ったのは県内外のボランティア、NPO・NGOでした。他の被災地での活動経験を活かして効率的に作業を進めるNPO・NGOの果たした役割はとても大きなものでした。

■被災地を継続的に支援

災害ボランティアセンターは、復旧活動が終わった時点で閉じられます。しかし、強風により損壊した屋根の多くは、今もブルーシートに覆われたままです。専門業者が足りず、修繕が間に合わない、高齢者のみの暮らしで修繕費が確保できない等の理由により、今も雨漏りのする家で暮らしている人が少なくありません。雨漏りは、カビの発生にもつながり、健康への影響も心配されます。また、強風による畑地や果樹園の被害も甚大で、補助金等の経済的な支援とあわせて、外部からの人的支援も必要と思われます。当団体では、被災地の支援を継続するために、NPO法人ディープデモクラシー・センターと県外NPO



鋸南町災害ボランティアセンターにリヤカー等（写真右）の物資を提供

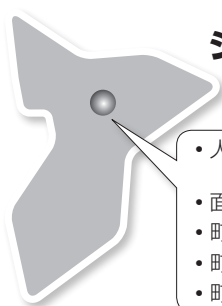
との協働で「千葉南部災害支援センター」を立ち上げました。今年度は、Yahoo!基金からの助成を受けて、被災者宅への訪問調査と人材育成のための講座の開催を予定しています。

観光資源も豊富な南房総エリア、復興の勢いをそいだ新型コロナウイルス感染症の拡大による影響ははかりしれません。被災地の復興に関心を持ち、支援に関わる人たちを広げていくために、今後も活動を継続したいと思います。

鍋嶋 洋子 プロフィール

認定特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ（NPOクラブ）専務理事・事務局長
2000年から専従職員、2002年から事務局長、2013年から専務理事兼務。事務局長として、業務全般をコーディネートしている。

県内複数の市町で補助金審査会等の委員に就任。市民参加や広報、NPO法人運営をテーマとする講師をつとめる。全国NPO事務支援カンファレンス認定講師。



シリーズ 千葉の地域紹介 酒々井町

- ・人口：20,746人
(令和2年4月末日現在)
- ・面積：19.01km²
- ・町の木：梅
- ・町の花：水仙
- ・町の鳥：メジロ

日本で一番古い町 酒々井

酒々井町企画財政課

千葉県の北部、北総台地に酒々井町は位置し、都心から50kmの圏内にあって、北西部には印旛沼、東南部には北総台地を配し、緑豊かな自然環境に恵まれています。

歴史的には、約3万4千年前の旧石器時代の遺跡や千年前の印東庄と呼ばれる荘園の景観が残り、中世戦国時代には、下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城（国史跡）を築城して、約100年にわたり、下総の首府、政治、経済の中心として栄えました。江戸時代には、佐倉城下、幕府の野馬会所、成田・芝山への宿場町として賑わいました。

明治22年に町村制が施行され、近隣16か町村が合併して酒々井町が誕生し、独立独歩の町として131周年目を迎え、現在に至っています。

■築山からの展望

「築山」は酒々井で一番、眺めの良いところです。かつては「桜山」と呼ばれ、戦国時代には見張り台として印旛沼を通行する船を監視する場所でした。

江戸時代には佐倉藩の所有地でしたが、明治の始めに佐倉藩が無くなると希望者に売られることになり「桜山」は地元の木内常右衛門に払い下げられました。常右衛門は「桜山」を近江八景に真似た自宅の庭の一部として使用したことから現在の「築山」と呼ばれるようになります。

明治14年と15年に三里塚（現成田市）の^{しゅちくじょう}下総種畜場に向かう明治天皇が休憩所として足を運ばれました。現在、築山にはこの時を記念する昭和3年に建てられた大きな



町名の由来「酒の井伝説」

『昔むかし、印旛沼の近くの村に年老いた父親と孝行息子が住んでおった。父親はたいそう酒好きでな、親思いの息子は毎日一生懸命働いて父親に酒を買っていたんじゃ。ところがある日、どうしても酒を買う金がつくれずに、とぼとぼ歩いて家に帰ろうとしていた。』

その時、道端の井戸から何とも良い香りが「ぷうん」としてきた。井戸の水をくんでなめてみると、それは本物の酒だったんじゃ。さっそく帰って父親に飲ませると、「こりゃうまい酒だ。ありがたい、ありがたい」とたいそう喜んだ。息子はそれから毎日、毎日井戸から酒をくんで飲ませたんじゃ。

ところがこの酒は、親子以外の人が飲むと、ただの水になってしまうんじゃな。「きっと、孝行息子の真心が天に通じたに違いない」とみんながほめたたえた。この酒の話しが広まり、村もいつか「酒々井」と呼ばれるようになったということじゃ。』



- ▲天気の良い日には筑波山が見える
- ◀明治天皇が休憩されたことを記念する碑

碑が立っています。

築山からの眺めは広大な田園風景に天気の良いれば印旛沼の水路筋に筑波山がくっきりと現れ、酒々井ならではの景観を楽しむことができます。

■国指定史跡 本佐倉城跡

本佐倉城は中世戦国時代の城郭であり、文明年間（1469～1487年）に千葉輔胤（孝胤）によって築城されました。

城とその城下は下総国の政治・経済・文化の中心として繁栄し、千葉氏はここを本拠として9代約100年間統治しました。

本佐倉城跡は千葉県最大級の「土の城」です。すべて土の造成によって構築された大規模な空堀や土塁、櫓台に守られた郭群や虎口は現在も明瞭に姿をとどめ、戦国時代の城の迫力と息吹を感じさせます。

本佐倉城跡は、保存の良さと城主である千葉氏の歴史的背景が判明していることが評価され、平成10年9月11日に、千葉県で初めて城郭として国史跡に指定されました。

■国指定史跡 墨古沢遺跡

墨古沢遺跡は石器製作跡であるブロックが多数集まり、大きく円を描いて分布する「環状ブロック群」と呼ばれる、約3万4千年前の後期旧石器時代の環状集落の遺跡です。

日本最大級の規模（70m×60m）を誇り、保存状況も良好なことから、令和元年10月16日に国史跡に指定されました。

環状ブロック群の史跡としては全国初、関東の旧石器時代の国史跡としては3例目、また現段階では日本で一番古い国史

跡であり、旧石器時代の人々の生活や活動を知る上で極めて重要な遺跡です。

なお、発掘調査は終了して埋め戻されており、残念ながら遺跡の様子を現地で見ることはできません。



▲本佐倉城主郭のイメージ
◀本佐倉城入口広場の標石と花桃の木



墨古沢遺跡発掘調査の風景▶
環状集落のイメージ▼



■江戸時代から伝承されている獅子舞

全国に5,000～6,000ほど存在するといわれる獅子舞。

酒々井町では、上岩橋の獅子舞（毎年4月の第一日曜日）、馬橋の獅子舞（毎年7月の第三土曜日）、墨の獅子舞（毎年7月の第三日曜日）が3地区において、笛や太鼓の音に合わせて五穀豊穡・家内安全・悪疫退散などを祈願して奉納演舞されています。

これらは江戸時代から続く「三匹獅子舞」で、それぞれの地区の個性が見られ、今なお地元の方々により伝承されています。

全国的に見ても、酒々井町と同規模の区域内に複数の獅子舞が存在するところは他に例がありません。



上岩橋の獅子舞



馬橋の獅子舞

■300年の歴史とされる蔵元飯沼本家「酒々井まがり家」

蔵元飯沼本家に隣接する「酒々井まがり家」は、新潟県の旧清野邸を移築したものです。周囲の自然と調和した趣のある家屋の中で、飯沼本家の名酒を味わうことができます。また、まがり家2階のギャラリーでは落ち着いた雰囲気の中で油彩・陶芸などさまざまな作家の作品が展示されています。



▲オリジナルの食材が楽しめる
カフェスペースもあるまがり家

可愛いマスコットがお出迎え▶



■新たな観光資源 「酒々井プレミアム・アウトレット」

子どもからお年寄りまで幅広い世代に人気の「酒々井プレミアム・アウトレット」は、JR酒々井駅、京成酒々井駅、東京駅、成田国際空港それぞれから直行バスがあるので、アクセスはとても便利です。200を超えるさまざまなお店の中には海外ブランド店も多く、非日常的な空間でショッピングをするもよし、カフェで一息するもよしと過ごし方は無限大です。



インバウンドやトランジット客にも人気です

新聞の切り抜き記事から

研究員 井原 慶一



当センターの新聞切り抜きファイルから主な記事を抜粋して紹介します。

□第41分冊（2020年1月1日～2020年5月7日）

手話普及へ 条例広がる 松戸市施行、野田市も提案へ

手話の普及を図る「手話言語条例」が先月、松戸市で施行された。手話だけでなく、点字や要約筆記など障害に応じたコミュニケーション手段の整備や利用促進も期待され、県内で条例制定の動きが広がっている。（読売01/07）

市町村男性職員育休取得率6.8% 18年度県内

県は、千葉市を除く県内53市町村で男性職員の2018年度の育児休業取得率は平均6.8%だったと発表した。18年度中に育児休業が取得可能となり、新たに取得した人数の割合。国家公務員は21.6%だが、県職員は3.1%にとどまった。（毎日01/07）

県内市町村給与水準100.8 全国平均上回る

県は、2019年4月1日現在の県内53市町村（政令市の千葉市を除く）職員の給与水準を発表した。国家公務員給与を100とした地方公務員の給与水準を示す「ラスパイレス指数」は平均100.8（前年比0.1%増）で全国平均（政令市を除く）の98.5を上回った。（毎日01/07）

18年度農業産出額 千葉5年連続で4位

農林水産省は16日までに、2018年度の全国の農業産出額が前年比2.4%減の9兆558億円になったと発表した。減少は4年ぶり。野菜や豚、鶏卵な

どの需要を越えて増加し、価格が低下したことが要因となった。本県は4,259億円で、前年比9.4%（441億円）減となり、都道府県別の順位は5年連続で4位だった。（千葉日報01/17）

県政に関する世論調査「災害対策」要望1位

県が実施した2019年度の「県政に関する世論調査」で、県政に特に望む政策分野（複数回答）の1位は「災害から県民を守る」（39.2%）となった。東日本大震災が起きた後の11年度調査から9年連続トップ。2位の「高齢者福祉の充実」（28.7%）、3位の「医療体制の整備」（20.7%）までの順位は8年連続で同じだった。（読売01/17）

千葉時代 チバニアン 地質史 初の日本名決定

国際地質科学連合は17日、約77万4千～12万9千年前の地質時代を「チバニアン」（千葉時代）と呼ぶことに決めた。千葉県市原市にある地層が、この時代の始まりを明確に示していると判断した。ちょうど人類（ホモ・サピエンス）が登場したころで、地質年代に日本の地名が付くのは初めて。（朝日01/18）

公民館・学校に発電設備 総合防災政策 千葉市が策定

千葉市は23日、災害に強いまちづくりを目指し総合的な政策パッケージを策定したと発表した。すべての公民館・市立学校に太陽光発電設備・蓄電池を常備するほか、停電しても通信途絶が発生

しにくい仕組みを構築する。予算は全体で数十億円規模となる。
(日本経済01/24)

「住みたい」 いすみ市 1 位 首都圏の田舎、4 年連続

地方への移住などに関する情報を紹介する月刊誌の特集「2020年版『住みたい田舎』ベストランキング」で、いすみ市が首都圏エリアの自治体で総合 1 位に輝いた。同エリアでの 1 位獲得は 4 年連続。いすみ市は「移住・定住の促進につなげたい」としている。
(読売01/29)

泉佐野除外 市敗訴 ふるさと納税「返礼品過度」

総務省がふるさと納税の新制度から大阪府泉佐野市を除外したのは違法だとして、市が除外決定の取り消しを求めた訴訟の判決で、大阪高裁は 30 日、請求を棄却した。市は過度な返礼品で多額の寄付を集めたとして除外されたが、佐村浩之裁判長は国の対応は適法と判断。市の手法を厳しく批判し、自治体間の返礼品競争に警鐘を鳴らした。
(毎日01/31)

7 年連続最大 1 兆 8,195 億円 県 20 年度当初予算案

県は 30 日、総額 1 兆 8,195 億 8,529 万円の 2020 年度一般会計当初予算案を発表した。19 年度当初比で 3.3% (586 億 4 千億円) 増。社会保障費など義務的経費が膨張し、7 年連続で過去最大を更新した。
(千葉日報01/31)

国の借金 1,110 兆円 昨年末、1 人 881 万円

財務省は 10 日、国債と借入金、政府短期証券を合計した国の借金が 2019 年 12 月末時点で 1,110 兆 7,807 億円となり、過去最大を更新したと発表した。
(千葉日報02/11)

千葉市一般会計 4,636 億円 20 年度当初案 7 年連続過去最高

千葉市は 14 日、総額 4,636 億円の 2020 年度一般会計当初予算案を発表した。前年度比 0.6% 増で 7 年連続過去最高を更新。従来通り医療・介護や子育て・教育分野を重視する一方で、19 年度の台風被害を受けて災害対策にも力を入れた。
(毎日02/15)

危険区域の災害弱者支援 自治体にリスト化要請

災害時に自力避難が困難な障害者やお年寄りのうち、河川の氾濫や土砂災害などの危険区域に住む人をリストアップするよう、内閣府が全国の市区町村に求めることが 22 日、分かった。
(千葉日報02/23)

新型肺炎 一律休校せず

新型コロナウイルスによる肺炎の拡大防止で、安倍晋三首相が全国の小中高校・特別支援学校の 3 月 2 日からの臨時休校を要請したことを受け、森田健作知事は 28 日に記者会見し、本県は一律の実施ではなく「現場の意見を優先し、準備が整った学校からの速やかな休校」を図る方針を説明した。
(千葉日報02/29)

横芝光町長に佐藤氏 4 選

任期満了に伴う横芝光町長選は 10 日告示され、無所属現職の佐藤晴彦氏(62)だけが立候補を届け出て、無投票で 4 選を果たした。
(千葉日報03/11)

新型コロナ 県内議会短縮相次ぐ 質問中止、傍聴自粛も

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、県内自治体の議会で傍聴を控えるように呼び掛けたり一般質問の中止、議事日程の短縮といった対応が相

次いでいる。対人接触による感染リスクや、行政当局の負担を減らすのが狙いだが、2020年度予算案の審議時間や住民の傍聴機会を失うことになり、専門家からは疑問の声も上がっている。

(千葉日報03/23)

知事「人が押し寄せる」県が一転、休業要請へ

新型コロナウイルス対応の緊急事態宣言をめぐって東京、神奈川、埼玉の3都県が感染拡大が懸念される施設に休業要請を決めたことを受け、県も11日、これまでの姿勢から一転し、要請する方針を決めた。危機感を募らせる千葉市は、独自に営業自粛の要請を行うと発表した。(朝日04/12)

60億円経済支援へ 市川市事業者・減収市民対象

市川市は14日、新型コロナウイルスの感染拡大で、休業や営業短縮に追い込まれている市内の事業者、雇い止めや減収で困っている市民に、事業規模60億円の緊急経済対策を発表した。(朝日04/15)

宿泊施設市独自に確保も 船橋市軽症者ら受け入れ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う医療崩壊を防ぐため軽症者や無症状者を受け入れる宿泊施設について、船橋市の松戸徹市長は14日の定例会見で、県の体制整備を待たずに市独自での確保も視野に進める考えを示した。(朝日04/15)

中小企業を支援 最大2,000万円融資 流山市が無利子で

流山市は14日、新型コロナウイルスの感染拡大が原因で売り上げが20%以上減った市内の中小企業を対象に、無利子で融資を受けられる仕組みを独自に設けた。最大2,000万円の運転資金借り入れに対し、最長5年間、利子と信用保証料の全額

を市が肩代わりする。

(毎日04/15)

本県人口625万9千人 0.08%増、増加率7位

総務省が14日公表した2019年10月1日時点の人口推計によると、外国人を含む総人口は前年より27万6千人少ない1億2,616万7千人だった。9年連続のマイナスで、減少数は比較可能な1950年以降で最大。千葉県の人口は625万9千人で0.08パーセント増、増加率は全国7位だった。

(千葉日報04/15)

八千代市人口20万人突破

八千代市は15日、3月末人口が20万人を突破したと発表した。ベッドタウンとして開発が進み、近年は緑ヶ丘西の新興住宅地に人口が流入。1967年の市制施行以来、東日本大震災があった2011年を除き人口増が続いていた。(千葉日報04/16)

千葉市待機児童ゼロ 5年ぶり

千葉市は、保育所に入りたくても入れない待機児童が4月1日現在でゼロになったと発表した。待機児童ゼロは2015年以来、5年ぶり。(読売04/16)

中小に最大30万円 県独自コロナ支援

森田健作知事は16日、新型コロナウイルスの影響で売り上げが前年度と比べて半分以下になった県内中小企業に、最大30万円を支給する支援策を表明した。業種は限定しない。一律10万円を支給したうえで、県内に事業所を借りている場合は10万円(2か所以上なら20万円)を加算する仕組み。県は6万~7万社が対象と想定し、5月中旬の支給を目指す。(千葉日報04/17)

千葉市ドライブスルー検査 PCR低リスク、県内初導入

千葉市は16日、新型コロナウイルスの感染拡大

に伴いPCR検査が必要な患者が増えているとして、車に乗車したまま検体を採取するドライブスルー方式を同日から導入したと発表した。同方式の検査は県内で初。
(千葉日報04/17)

休業協力金10万円 茂原市、営業短縮事業者も

茂原市は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休業や営業時間を短縮した事業者、協力金として一律10万円を支給すると発表した。飲食店など約900件、計9,000万円を想定し、財政調整基金を取り崩して対応する。また、コロナの影響を受け、県の融資制度を利用する中小企業者の信用保証料（上限50万円）を全額助成し、市の制度は利子も全額助成する。
(千葉日報04/19)

浦安市が独自支援策14億円規模

浦安市は22日、14億円規模の新型コロナウイルス感染症対策を発表した。市内の飲食店や商店で使える「地域応援チケット（仮称）」を全市民に1人2千円ずつ配布するため、約4億円をあてるなど、市独自の対応を盛り込んだ。
(読売04/19)

柏市がマスク20万枚を購入 高齢者施設などに配布へ

柏市は17日、20万枚のマスクを約800万円で購入し、10万枚を市内の高齢者福祉施設などに配布すると発表した。
(毎日04/19)

飲食業者に10万円 山武市 宿泊、イチゴ園にも

新型コロナウイルスの感染拡大で地域経済が疲弊しているとして、山武市は20日、特に影響が大きい飲食店などに10万円を支給する方針を明らかにした。今月中に申請の受け付けを始める予定。
(千葉日報04/20)

食費応援給付金 多古町が支給へ 小中学生いる家庭に

多古町は20日、新型コロナウイルスの感染予防のための小中学校の臨時休校に伴い、小中学生がいる家庭に「食費応援給付金」を支給すると発表した。同町は学校給食を無料で提供している。休校で給食がなくなったことによる食費の負担増を軽減する狙いだ。
(朝日04/22)

コロナ内定取り消し学生ら期限付き採用へ 市川市

市川市は、新型コロナウイルスによる影響で内定取り消しにあった学生らを、期限付き職員として募集する。
(千葉日報04/21)

いすみ市が独自の支援策 子育て世帯に共通商品券

いすみ市は17日、新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大で困窮している企業や子育て世帯のために、独自の支援策を発表した。高校3年までの子供のいる世帯に対し、子供1人につき1万円の市内などで使える共通商品券を5月中旬をめどに支給する。約4,500人が対象。このほか、ひとり親世帯で雇い止めや失業などで収入が減少した世帯を対象に、1世帯あたり5万円を支給する。
(朝日04/22)

協力金など17億円 千葉市が専決処分 コロナ対策で

千葉市は22日、新型コロナウイルスの緊急対策で17億700万円を追加する本年度一般会計補正予算を21日付で専決処分したと発表した。市によると、テナント料を減額するなどしたビルのオーナーに協力金を支給する制度に15億円を計上。クラスター（感染者集団）が発生した際、施設名の公表に応じた事業者へ協力金を支払う制度には4千万

円を計上した。財源は全額、市の貯金に当たる財政調整基金から繰り入れる。（千葉日報04/23）

第1子に4万円給付 松戸市ひとり親世帯対象

松戸市は23日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い収入が減少し生活が困窮する恐れがあるひとり親世帯への支援策として、児童扶養手当受給者を対象に第1子に4万円などの緊急支援給付金を支給すると発表した。支給対象者は生活保護受給世帯を除く。支給額は第1子4万円、第2子2万円、第3子以降各1万円。児童扶養手当の月額支給額などを参考にした。支給月は5月と8月の計2回。市内の児童扶養手当受給世帯は約2,500世帯。（千葉日報04/24）

子育て世帯へ1万円 新型コロナで成田市

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府の緊急事態宣言を受け、成田市の小泉一成市長は23日、臨時記者会見を開き、休校などで負担が増えている子育て世帯に対し、給付金1万円を支給する方針を明らかにした。需要減に苦しむ市内中小企業者や個人事業主にも一律30万円を支給するほか、感染者を受け入れている成田赤十字病院（飯田町）と国際医療福祉大学成田病院（畑ケ田）には計2億円を助成し、市民生活・地域経済の回復とともに医療崩壊防止を図る。（千葉日報04/24）

「10万円」27日から受け付け 市川市、来月中旬給付めざす

政府が閣議決定した国民一人当たり10万円の現金給付をめぐり、市川市は24日、一部の受け付けを27日から始める、と発表した。「困っている市民がたくさんいる中で、給付が遅れないように万全を期す」（村越祐民市長）という。（朝日04/25）

茂原市長に田中氏4選

任期満了に伴う茂原市長選は26日に投開票され、現職の田中豊彦氏(68)が、新人の河野健市氏(63)を破り、4選を果たした。（千葉日報04/27）

介護施設・保育所に20万円 松戸市独自支援策

松戸市の本郷谷健次市長は27日、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた家庭や事業者への市独自策を発表した。感染リスクを抱えながら勤務する介護・保育従事者支援として1,500事業所に一律20万円を支給するほか、生活困窮者支援で国の貸付制度対象外の市民に1人20万円を貸し付けるなどの支援策を盛り込んだ。事業費17億円を30日までに専決処分する。（千葉日報04/28）

子ども1人に1万円 神崎町休業補償の協力金も

新型コロナウイルスの影響による休校などで家庭の負担が増えているとして、神崎町は町内在住の高校生までの子ども一人につき1万円を保護者に支給する。また、県の休業要請に協力している飲食店などの事業者には10万円を交付する。（千葉日報04/28）

減収事業者へ10万円 鎌ケ谷市

新型コロナウイルス感染拡大を受け、鎌ケ谷市は、売り上げが前年同月比で3分の1以上減少した事業者へ10万円を給付するなどの独自支援対策を明らかにした。また、ひとり親世帯への支援策として、児童扶養手当受給者を対象に第1子に4万円などの臨時特別給付金を支給する。（千葉日報04/29）

印西市 子ども1人に1万円

印西市は、新型コロナウイルスの拡大を受け、

子育て世帯を対象に高校生以下の子ども1人につき1万円を支給すると明らかにした。また、県の休業要請や営業時間短縮などに応じた市内の中小企業に独自の支援策として、10万円を支給する。

(千葉日報04/29)

流山市 ひとり親家庭へ給付金

流山市は28日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う独自支援策として、ひとり親家庭1世帯に5万円の臨時特別給付金を支給すると発表した。児童扶養手当または遺児等手当受給者などが対象。また、小中学校の休校で自宅で過ごすことになった要保護、準要保護世帯の児童生徒を対象に学校給食に相当する1人1日500円(4月平日分)の食糧支援金を支給する。

(千葉日報04/29)

木更津市長らが給与を10%減額 緊急経済対策実施へ

木更津市は、新型コロナウイルスの感染拡大で影響を受けた市民生活や経済を支援するために、市長と副市長、教育長の給与を6月から月額10%、6か月間減額することを決めた。市議会も2021年3月まで議員報酬を10%減額する。

(毎日05/01)

コロナ対策基金設置 習志野市県内で初めて

習志野市は30日、市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置したと発表した。市内外からの寄付を積み立て、新型コロナ感染症の拡大防止や地域経済の回復・活性化などの事業に充てる。

(千葉日報05/01)

任期付き職員に辞令 成田、我孫子市が各5人

成田市と我孫子市は緊急雇用対策として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で就職の内定を取り消された人などを任期付き職員(2021年3月

末まで)として採用し、1日に辞令交付式があった。

(毎日05/02)

小中学生4,000人へ図書カード配布 東金市

東金市教育委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、自宅での学習に役立ててもらうため、小中学生4,000人に対し、5,000円分の図書カードを配布すると発表した。

(読売05/02)

業者・世帯に独自支援 富里、勝浦両市と神崎町

新型感染拡大コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内の各自治体では困難な状況にある事業者や世帯向けの対策を実施する。富里市は小中学校に通う児童生徒に1人当たり1万円を、飲食関連の300店の小規模事業者に10万円を給付するなどの独自の支援策を行う。勝浦市は市域経済を元気づけようと、全市民約1万7,000人に1人当たり3,000円相当の市内店舗で使える商品券「(仮称)かつうら元気応援券」を配布するなどの緊急対策を行う。神崎町は18歳までの子ども1人当たり生活支援金1万円を、観光イチゴ園と飲食店に休業要請等協力金10万円を支給する。

(毎日05/02)

コロナで帰省の自粛受け 荷物の配送料を町が負担 多古町

多古町は、新型コロナウイルス感染症の拡大で帰省を自粛している町外の家族に、町民が送る荷物の配送料を負担する取り組みを行っている。

(千葉日報05/03)

<以下次号へ>

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入 手 資 料	著 者	日 付	種 類	発 行 元
かながわ自治研月報181 人口急増時代から減少期へー神奈川の特徴を探るー		2020.1. 8	情報誌	神奈川県地方自治研究センター
北海道自治研究611 北海道の新たな自治を展望して		2020.1. 8	情報誌	北海道地方自治研究所
自治研かごしまNo123 どうなる介護保険制度		2020.1. 8	情報誌	鹿児島県地方自治研究所
自治総研12月号 「構造的構図」による把握（再考）		2020.1. 8	情報誌	地方自治総合研究所
月刊自治研1月号 阪神・淡路大震災から四半世紀		2020.1. 8	情報誌	自治研中央推進委員会
信州自治研324号 台風19号災害を考える		2020.1. 8	情報誌	長野県地方自治研究センター
クォーターリーかわさき通信No12 2019かわさき自治研集会前川喜平氏講演 みやざき研究所だよりNo98 地方におけるコンビニエンスストアの役割と公共空間		2020.1.15	情報誌	川崎地方自治研究センター
新潟自治82 2020年代をどう生きるか		2020.1.29	情報誌	宮崎県地方自治問題研究所
とちぎ地方自治と住民562 続福祉国家は終わったか（上）		2020.1.29	情報誌	新潟県地方自治研究センター
自治研とやまNo111 こどもをはじめ全世代に広がる「生きづらい社会」とどう向き合うか るびゅ・さあんとのNo19 保育の質ー公立保育所の果たす役割ー		2020.1.29	情報誌	栃木県地方自治研究センター
自治総研1月 標準財政規模の格差分析		2020.2. 5	情報誌	富山県地方自治研究センター
とうきょうの自治No115 公契約条例の現在		2020.2. 5	情報誌	東京自治研センター
北海道自治研究612 外国人住民の増加と自治体の課題		2020.2. 5	情報誌	地方自治総合研究所
自治権いばらき135 下流老人問題と8050問題		2020.2. 5	情報誌	東京自治研センター
徳島自治113号 空き家の実態と将来展望、今後の課題		2020.2. 5	情報誌	北海道地方自治研究所
自治研ふくい68 県内の自治体職員働き方大調査！		2020.2. 5	情報誌	茨城県地方自治研究センター
フォーラムおおさかNo159 「恍惚の人」から50年認知症カフェの取り組み		2020.2. 5	情報誌	徳島地方自治研究所
大阪府内市町村・地域自治組織のあり方の模索		2020.2.12	資料	福井県地方自治研究センター
公契約条例を広げるために		2020.2.12	報告書	大阪地方自治研究センター
月刊自治研2月号 膨張止まらぬ2020年度予算の行方		2020.2.12	情報誌	大阪自治センター
信州自治研336号 青木村における自然エネルギーの取り組み		2020.2.12	情報誌	連合北海道
21世紀初頭における湘南江の島の観光実態		2020.2.19	報告書	自治研中央推進委員会
全国首長名簿2019年版		2020.2.19	情報誌	長野県地方自治研究センター
八王子自治研センター通信No20 八王子市公文書管理条例設定		2020.2.19	情報誌	藤沢地方自治研究センター
多摩の自治を考える		2020.2.19	資料	地方自治総合研究所
自治研ぎふ125号 市民の協同の場としてのパブリック・アーカイブ		2020.2.19	情報誌	八王子自治研センター
とちぎ地方自治と住民563 続・福祉国家は終わったか（中）		2020.2.26	情報誌	八王子自治研センター
自治労次代を担う研究者育成事業		2020.2.26	報告書	岐阜県地方自治研究センター
市政研究20冬 206 総合計画はなぜ必要か		2020.3. 4	情報誌	栃木県地方自治研究センター
自治総研2月号 廃棄物処理の広域化と市町村の責任		2020.3. 4	情報誌	自治労
信州自治研337号 2020年度政府予算と地方財政計画		2020.3. 4	情報誌	大阪市政調査会
かながわ自治研月報2 ドローンによる「空の産業革命」と空撮調査の可能性		2020.3. 4	情報誌	地方自治総合研究所
北海道自治研究613 土壌汚染による地域住民への被害 足尾からフクシマへ		2020.3. 4	情報誌	長野県地方自治研究センター
月刊自治研3月号 2040年の自治体のすがた		2020.3.11	情報誌	神奈川県地方自治研究センター
自治権いばらき136 非正規雇用で公共サービスの質は守れるのか		2020.3.11	情報誌	北海道地方自治研究所
自治研なら127号 「職場のハラスメント対策」を考える		2020.3.18	情報誌	自治研中央推進委員会
自治研やまぐちNo91 医療費と介護費用の関係について考える		2020.3.18	情報誌	茨城県地方自治研究センター
とちぎ地方自治と住民564 続福祉国家は終わったか（下）		2020.3.25	情報誌	奈良県地方自治研究センター
ながさき自治研No77 これからの地域ガバナンス		2020.3.25	情報誌	山口県地方自治研究センター
自治総研3月号 指定管理者候補者非選定決定（通知）の処分性		2020.4. 1	情報誌	栃木県地方自治研究センター
あいちの自治No.8 人口減少社会の実像と自治体の役割について		2020.4. 1	情報誌	長崎県地方自治研究センター
北海道自治研究614 北海道開拓の光と影		2020.4. 1	情報誌	地方自治総合研究所
埼玉自治研No55 介護支援専門員の現場・視線から		2020.4. 8	情報誌	愛知地方自治研究センター
信州自治研338号 長野市台風被害地のアスベスト問題		2020.4. 8	情報誌	北海道地方自治研究所
とうきょうの自治No116 2020年度予算		2020.4. 8	情報誌	埼玉県地方自治研究センター
自治研かごしまNo124 南西諸島の軍事基地化		2020.4. 8	情報誌	長野県地方自治研究センター
月刊自治研4月号 UNDER35：若者からの自治研宣言Ⅱ		2020.4. 8	情報誌	東京自治研センター
自治を読み解く「とちぎ地方自治と住民」掲載論文集	沼田 良	2020.4.15	情報誌	鹿児島県地方自治研究所
新潟自治83 県内自治体の2020年度予算を見る		2020.4.15	情報誌	自治研中央推進委員会
あしたへー平成時代を振り返って		2020.4.15	報告書	栃木県地方自治研究センター
とちぎ地方自治と住民565 新年度当初予算① 栃木県、宇都宮市		2020.4.22	情報誌	新潟県地方自治研究センター
地方自治やまがたNo26 地域医療・介護・福祉		2020.4.22	情報誌	新潟県地方自治研究センター
自治研とやまNo112 2020年政府予算と自治体財政について		2020.4.22	情報誌	栃木県地方自治研究センター
かながわ自治研月報4 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定について		2020.4.30	情報誌	山形県地方自治研究センター
北海道自治研究615 消せない放射能ー土壌汚染の知られざる実態ー		2020.4.30	情報誌	富山県地方自治研究センター
自治総研4月号 豊中市の地方版ハローワークの取り組みに見る自治体就労支援の可能性		2020.4.30	情報誌	神奈川県地方自治研究センター
		2020.4.30	情報誌	北海道地方自治研究所
		2020.4.30	情報誌	地方自治総合研究所

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています！

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			
		電話	()
		ファックス	()
		メールアドレス	

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内
TEL.043-225-0020 FAX.043-225-0021 E-mail:chiba-jk@chiba-jichiken.net

編集後記

- ◆“道切り（みちきり）”という風習が以前は全国各地で行われていました。今では限られたところでは残されていませんが、千葉県にはこの風習を今でも行っている地域がかなり残っています。この道切りは道祖神、蛇、ムカデ等をかたどった藁細工や縄を村のまわりに飾り、悪霊や疫病神から村を守るバリアの役割を果たしています。市川市国府台では“辻切り（つじぎり）”と呼ばれ、毎年1月17日に行われる行事を保存会が公開しています。数年前に見学しましたが、保存会の皆さんが神社の境内で稲藁を使って2mほどの大蛇4体をくみ上げ、町の周囲四隅の木にくくりつけていました。疫病等からいかに自分たちを守るか、先人の苦勞がしのばれました。
- ◆古典的な考え方では災害を自然災害と人為災害に分類しますが、疫病・感染症は自然災害に含まれています。台風や地震・津波等と同じく、避けることのできない自然災害と考えるならば、「一人一人が自分の身の安全を守ること」、すなわち自助が災害対策の基本となり、3密を避けることは理にかなっています。ただ、新興感染症については、世界の片隅でひっそりと暮らしていたウイルスが人間による開発や環境破壊にともなって野生動物経由で広がっているという説が有力視されています。経済優先、市場まかせの開発行為に歯止めをかけなさいというウイルスからの警告ととらえたほうがよさそうです。
- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大によって、本年3月に予定していた当センター主催の講演会を6月に延期しましたが、その延期した6月の講演会も中止とせざるをえなくなりました。講演会は開催できませんが、講師の鏡論先生には千葉県における医療介護・地域包括ケアのあるべき姿について論文を投稿していただく予定です。
- ◆本年9月5日には、自治労千葉県本部と共催で第12回千葉県地方自治研究集会を「自然災害と防災」をテーマに開催します。昨年、千葉県や東日本に多大な被害をもたらした台風・大雨災害を振り返り、高齢者や紹介者をはじめとする災害弱者にも焦点を当てながら企画していきたいと考えています。3密に配慮しながら、準備を進めていきます。

事務局長 佐藤 晴邦

自治研ちば 既刊案内



2020年2月
(vol.31)

- ・巻頭言 淑徳大学 コミュニティ政策学部学部長 教授 鏡 論
千葉県地方自治研究センター 設立10周年に寄せ
- ・ご挨拶 ——10年の感謝を込めて理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- ・設立10年を振り返り、更なる飛躍をめざす ——記念講演会・レセプション開催
- ・一般社団法人 千葉県地方自治研究センターのあゆみ
- ・千葉県地方自治研究センター設立10周年記念講演会
「全世代型の社会保障」と幼児教育・保育無償化
奈良女子大学名誉教授 澤井 勝
- ・市長インタビュー 石井宏子 君津市長に聞く 君津市長 石井 宏子
聞き手 副理事長 高橋 秀雄
副理事長 椎名 衛
- ・台風被害特集
大洪水の世紀 ——令和元年台風15、19号及び10月25日の大雨に寄せて——
都市プランナー 前衆議院議員 若井 康彦
- ・台風被害特集 課題山積 台風・大雨に対する千葉県の対応
千葉県議会議員 網中 肇
- ・台風被害特集 台風災害と政府・千葉県による「人災」の実態について
～「棄民」された千葉県民の救済のために～ 参議院議員 小西 洋之
- ・市議会報告 農業の活性化とオリーブ栽培 佐倉市議会議員 高木 大輔
- ・シリーズ千葉の地域紹介 人と自然が共生する 魅力溢れるまち・君津
君津市 企画政策部 政策推進課
研究員 井原 慶一
- ・新聞の切り抜き記事から 編集部
- ・今期の入手資料 編集部
- ・一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）
- ・編集後記 事務局長 佐藤 晴邦

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで 1部800円

自治研ちば VOL.32

2020年6月17日発行

発行 一般社団法人

千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

千葉県教育会館新館6階

自治労千葉県本部内

TEL 043-225-0020

FAX 043-225-0021

編集 佐藤 晴邦

印刷 (株)メロウリンク企画

頒価 800円（送料別途）

ろうきんアプリ

R いつでも・どこでも・つなぐ・つながる

便利な機能が盛りだくさん

ろうきん普通預金口座のキャッシュカードをお持ちの方であれば、
すぐにご利用いただけます！

「App Store」、または「Google Play」から、「ろうきんアプリ」と
検索していただき、「ろうきんアプリ」をダウンロードします。



iPhone: App Store



Android: Google Play

\くわしくはこちら/



ろうきんアプリ 検索

※「iPhone」「App Store」「iOS」
は、米国およびその他の国々で
登録されたApple Inc.の商標ま
たは登録商標です。

※「iPhone」の商標は、アイホン株式会
社のライセンスに基づき使用されています。

※「Android」「Google Play」は、
Google LLCの商標または登録商
標です。

■お問い合わせ・ご相談は

〈中央ろうきん〉千葉県本部 TEL. 043-251-5162

2020年5月1日現在

— 全労済から「こくみん共済 coop」へ —

こくみん共済 NEWS

たすけあいの輪をむすぶ 「こくみん共済 coop」スタート!

住まい共済	火災共済・自然災害共済	こくみん共済	総合医療共済	せいめい共済
マイカー共済	自賠責共済	団体生命共済	交通災害共済	新セット移行共済

こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop



ご相談は こくみん共済 coop千葉推進本部（千葉県勤労者共済生活協同組合）

TEL 043-287-8165（受付時間：平日9時～17時）※祝日を除く

じちろう マイカー共済

自動車総合補償共済

ZENROSAI NEWS

5119A036

自治労共済
生協組合員
なら

契約者＝組合員で
家族の車も

団体割引 15%

主たる被共済者になれる方

- 1 組合員本人
- 2 組合員の配偶者
- 3 組合員の同居の親族*
- 4 組合員の配偶者の同居の親族*

*別居の未婚の子も含まれます。

※現在ご加入の保険（共済）の適用等級や過去履歴によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

※2021年1月までの団体割引率を記載しています。



ご不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済本部

全日本自治体労働者共済生活協同組合

ご契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

全労済は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地（先）の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。



心地よく流れる時間を、すべてのお客様のために・・・
優雅で充実したひとときを、心ゆくまでご堪能ください。



ゲストルーム



レストラン「セブンシーズ」



ラウンジ「トレビ」



スパ・スカイビュー

※ 掲載している館内施設は、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、やむを得ず臨時休業となる場合がございます。詳しくは公式HPをご覧ください。ホテルまでお問い合わせください。

〈ホテルオークラ運営〉
オークラ千葉ホテル



〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3
TEL:043-248-1111(代)

交通のご案内

お車にて —————
◇東関東自動車道「湾岸習志野I.C.」より25分、
国道357号線を蘇我方面へ、左手より「千葉みなと駅」方面へ右折
電車・モノレールにて —————
◇JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩5分

